

令和6年12月3日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	好子
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	野村	美幸
書記	松延	和樹

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
副 市 長	松 崎 賢 明
教 育 長	橋 本 吉 史
秘書広報室長	馬 場 浩 義
総 務 部 長	秋 山 勲
企 画 部 長	平 武 文
市 民 部 長	山 口 幸 彦
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	田 中 和 己
教 育 部 長	牛 島 新 五
総 務 課 長	清 水 正 行
人 事 課 長	古 村 和 弘
財 政 課 長	鵜 木 英 希
防災安全課長	毛 利 昭 夫
企画政策課長	石 橋 信 輝
定住対策課長	松 本 伸 一
市 民 課 長	松 尾 真 美
環 境 課 長	松 藤 洋 治
子育て支援課長	末 崎 聡
介護長寿課長	前 田 加代子
建 設 課 長	轟 研 作
第一整備室長	木 村 孝
学校教育課長	栗 山 哲 也
社会教育課長	高 巢 雅 彦
上 陽 支 所 長	石 橋 武

## 議事日程第3号

令和6年12月3日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 水町典子議員
- 2 古賀邦彦議員
- 3 久間寿紀議員
- 4 三角真弓議員

---

### 本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。一般質問2日目となりました。本日も最後まで議事にスムーズな進行の御協力をよろしくお願いいたします。

お知らせします。水町典子議員、古賀邦彦議員、三角真弓議員要求の資料はタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。4番水町典子議員の質問を許します。

○4番（水町典子君）

皆様おはようございます。議席番号4番、公明党の水町典子でございます。お忙しい中、朝早くから傍聴にお越しの皆様、インターネット中継を御覧の皆様、大変にありがとうございます。

蓑原新市長におかれましては、さきの市長選挙で当選され、九州最年少の市長として、こ

のたび八女市長に御就任されましたこと、この場からではありますが、心よりお喜び申し上げます。

御就任後初の定例議会、本日は2日目となりました。本日のトップバッターとして一般質問をさせていただきます。

質問内容は、ごみ処理に関する現状と課題についてと地域交通の在り方についての2点であります。

詳細は質問席にて質問してまいります。最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○市長（簗原悠太郎君）

一般質問2日目、本日もよろしくお願いいたします。

4番水町典子議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、1つ目のごみ処理に関する現状と課題について、八女西部クリーンセンターの現状と課題についてお答え申し上げます。

市民の環境意識の向上などにより、ごみの搬入量は減少傾向にありますが、八女西部クリーンセンターは稼働後20年を経過し、施設の老朽化に伴う補修費用等の増加が見込まれております。そのため、毎年度の費用負担については、構成自治体と協議しながら、平準化、軽減化に努め、施設の長寿命化を図るとともに、共同処理、環境保全を基本とした施設の運営に努めてまいります。

分別収集における現状と課題についてのお尋ねでございますが、廃棄物の抑制、再資源化に資するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、通称、容器包装リサイクル法が平成12年に完全に施行されたことに伴い、資源ごみの分別品目を19品目に拡大し、ごみの資源化を進めてまいりました。

廃棄物の適正処理により資源化を図り、天然資源の消費と環境負荷の軽減による循環型社会の実現を目指してまいります。

また、複雑化する分別収集に関する啓発を行い、八女市全体の環境意識の向上と再資源化の強化に努めてまいります。

続いて、地域交通の在り方について、まず、ふる里タクシーの現状と課題についてのお尋ねでございますが、広大なこの八女市域において、市内各エリアごとに、玄関先から目的地まで運行するふる里タクシーは、路線バスとの連携により、市民の日常生活での移動を支え、交通空白地域の解消に重要な役割を担っております。

一方で、人口減少やマイカーの普及などにより、公共交通の利用者数は減少しております。ふる里タクシーの利便性向上に向けた御意見もいただいております。住民ニーズを踏まえ、本年10月から一部エリアをまたぐ新たな実証運行も行っております。

今後も社会情勢の変化や、多様化するニーズに対応するため、八女市地域公共交通協議会

での議論を踏まえながら、デジタル技術の活用やライドシェアを含む新たな移動手段の導入も含めて、公共交通を利用しやすい環境の構築を図ってまいります。

運転免許証返納後のサポート体制はというお尋ねでございますが、本市では、運転免許証を自主返納された満70歳以上の高齢者を対象として、八女市高齢者運転免許証自主返納支援事業により、八女市タクシー・路線バス共通回数券、またはハンドル形電動車椅子購入費補助金のいずれかを交付して支援を行っております。

市外への移動者に対するサポート体制はというお尋ねでございますが、市外へつながる公共交通につきましては、朝夕時間帯は毎日の通勤・通学で、また、昼間の時間帯は高齢者の定期的な通院などで、路線バスや高速バス、一般タクシーが利用されております。

羽犬塚方面や久留米方面につながる広域幹線の路線バスにつきましては、国、県及び近隣市町との協調補助により、運行の維持・確保を図っております。

また、高速八女インターチェンジでは、パークアンドライド駐車場と高速バスが連携し、福岡都市圏へのアクセス機能を維持しております。

今後も住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けていただくため、八女市地域公共交通計画に基づき、持続可能で利便性の高い公共交通を維持確保してまいります。

#### ○4番（水町典子君）

まず初めに、八女西部クリーンセンターについてお尋ねします。

11月20日に厚生常任委員会で、八女西部広域事務組合の施設のうち、クリーンセンター、リサイクルプラザ、立花最終処分場（たちばなエコリン）の3か所を管内視察で回らせていただきました。

同じく八女西部広域事務組合の施設の中には、ほかにも西部斎場東原園も含まれており、こちらが昭和54年からの稼働ということで、東部に4斎場、こちらも老朽化などによる諸課題がございますので、今後その在り方や見直しをいずれ議論していくことになると思いますが、今回はごみ処理に関する質問をいたします。

ごみの発生も、人が生きていく上で避けては通れません。使い捨て型の大量生産、大量廃棄社会は、ごみの量を増加させ、その処理過程で発生したCO<sub>2</sub>、温室効果ガスによる地球温暖化、さらにはそれがもたらす気候変動や埋立てによる地球への負荷、海洋プラスチック問題による環境汚染など、様々な環境破壊が深刻な問題となっております。

実際今年は、なかなか秋らしく涼しくならなかったと思います。真夏の異常な高温が続き、実はその11月、視察に行く際、車内で冷房をつけてほしいと言ったほど暑かったことを記憶しております。

その視察では、クリーンセンターが平成12年の稼働開始から24年が経過していること、稼働当時は日本初とされたキルン式熱分解熔融施設であることを学びました。

そこで、視察にも同行されました環境課長にお尋ねをいたします。この設備の特徴をもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

**○環境課長（松藤洋治君）**

御説明いたします。

特徴的なものといましては、ドラム状の焼却炉、こちらのほうに粉碎機で細かく砕いたごみを入れて処理しています。そのときにドラム状ですので回転しながら焼却するのですが、空気を遮断し、蒸し焼きにすることによって、約1,300度の高温で完全燃焼させることが最も特徴があるところがございます。

あわせて、この高温の空気を効率的に活用しますことによりまして、化石燃料の使用量を抑えるという環境に優しい施設となります。

具体的な特徴といましては、高温で処理いたしますので、高いダイオキシン抑制効果、有価金属、アルミ等、そういったものの回収、高い発電効果、高いごみの減容化率、最終処分場に持ち込むごみの減量化ということになります。

以上となります。

**○4番（水町典子君）**

ありがとうございます。

クリーンセンターでは、可燃系ごみについては、八女市、筑後市、広川町の2市1町、5万5,000世帯余り、12万8,000人分程度のごみを、不燃系ごみについても、さきの2市1町に大川市、大木町を加えた3市2町、7万4,000世帯余り、17万3,000人分程度のごみを受け入れておられるそうです。1日の処理能力は2基のドラム場の炉が交互運転をしながら220トン进行处理していると聞きました。

ここで課長にお尋ねいたします。視察の際、炉の実物も拝見し、かなりの大きさと、先ほど説明にありましたとおり、中の温度が1,300度にまで達し、さらに稼働から24年を経過しているということですが、何か課題などはありませんでしょうか。

**○環境課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

一般的な焼却施設はストーカー方式という焼却施設になるんですけど、こちらに比べまして、先ほど言いました回転炉のほうが1つパーツが多く入っておりますので、こちらのほうの維持管理、メンテナンス費用が24年経過して今後他の焼却施設よりも多くかかってくるのではないかと課題となっております。

以上です。

**○4番（水町典子君）**

今御説明があったとおり、一般にごみを燃焼するストーカー方式、こちらと比べてパー

ツが多いということで、ただ、処理方法として比較をすれば、CO<sub>2</sub>やダイオキシンの発生が低く抑えられているということ。

そして、視察のときに聞きましたが、煙突に計測器が設置をされており、大気に放出されるダイオキシンの計測がなされ、環境汚染となるような値がこれまで出たことはないということでありました。

ただ、先ほどからの説明にあるとおり、炉を回転させて中のごみを蒸し焼きにしている。内部がかなり高温となるという複雑な仕組みであるがゆえ、過去に2日続けて施設が停電に見舞われたことがあったそうです。そのときに炉の回転が止まってしまい、一部だけが高温となって火災が発生するかもしれないという懸念があり、そのときは数名の職員の人力で、あの大きな炉を回転させ続けたというエピソードをお聞きしました。

冒頭、市長答弁にもございましたが、ごみは減量傾向にあるという中で、あのような大きな炉を稼働させ続ける必要性をはじめ、施設の稼働期間も考慮すれば、今後は設備の修繕費などがさらにかさむことも想定されます。

課長にお尋ねいたします。今後の市の更新計画などについて、分かっていることがあればお聞かせください。

#### ○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

現在の施設につきましては、令和16年度までは、長寿命化対策を行いまして運営を行うことが決定しております。具体的な更新時期については、その後、まだ未定になっているんですけど、更新時には、八女西部広域事務組合及び構成市町のほうで協議、調査研究を行いまして、まず環境面、続きまして財政面、それに加えて人口動態、こういったものを考慮した選考が行われるものと考えております。

以上でございます。

#### ○4番（水町典子君）

令和16年度までということで、これから先10年は長寿命化で対応されるということで承知いたしました。

ごみを蒸し焼きにする際、各家庭から出る生ごみの水分、こちらが問題となるということをお聞かせております。

課長にお尋ねいたします。生ごみの減量化について、市で取組をされておられますでしょうか。

#### ○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

家庭から排出されます生ごみ、可燃物、こちらの大体35%ぐらいが食品関係、水分の多い

生ごみであることから、食品関係の生ごみの減量化推進が非常に重要であると認識しておるところでございます。

現在八女市では、広報紙、ホームページ、携帯アプリ、こちらを中心にごみ出しのルール及び生ごみの処理助成の周知を行っておるところでございます。

特に、家庭で出る生ごみの減量推進といたしましては、電気式の生ごみ処理機、コンポスターなどの生ごみを堆肥にする機器の購入支援、また堆肥を必要としない家庭におきましては、平成6年度からにはなるんですけど、今年から土の中で微生物の力で生ごみを処理できるミニ・キエーロモニター事業などを取り組み、家庭の事情に即した事業を現在展開しているところでございます。

以上となります。

#### ○4番（水町典子君）

9月議会で同僚議員が生ごみの減量化の質問をされ、先ほど紹介がありましたこのミニ・キエーロのモニターをされているということで、私も市民の一人として大変興味深く関心を持っております。来年度はさらにモニター数も増えるということ聞き及んでおりますので、引き続き広く市民の皆様への周知、さらには支援事業の実施継続をお願いいたします。

では次に、ごみの分別収集における現状と課題についての質問に移ります。

課長にお尋ねいたします。現在八女市では、ごみを何種類に分別回収されていますか。

#### ○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

現在、分別の種類といたしましては、缶、瓶、ペットボトル、トレイ、新聞、段ボールなど、様々なもの19品目の分類を行っておるところでございます。

以上となります。

#### ○4番（水町典子君）

それらの回収方法を教えてください。

#### ○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

回収方法につきましては、まず、月1回行われております地域の資源回収、こちらが1つ。2つ目が、これは市で行っているんですけど、拠点回収、毎月、最終日曜日の清水町駐車場で行っています拠点回収が1つ。あと黒木町にあります八女市環境センター、こちらのほうは平日随時回収を行っております。こちらの黒木の環境センターについては、東部の拠点ということで、東部の方が大体持ち込みになられることとなっております。あとは八女西部リサイクルプラザのほうに直接搬入ということで、現在4種類プラス、民間で商店とかにコンテナが置いてあります缶とかペットボトル、段ボールの回収を行っておるところでございます。

以上となります。

**○4番（水町典子君）**

先日リサイクルプラザを視察させていただいた際、トレイはたしか白いものしか回収されていないということを確認してまいりました。現在の分別回収において、課題などはありませんでしょうか。

**○環境課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

分別収集の課題、基本的には分別収集、家庭で行う、こちらが基本と考えております。この家庭での分別収集の意識向上が最も重要であると思っておるところでございます。家庭できめ細やかな分別により、可燃物ごみの減少と処理費用の削減、紙やペットボトルなどの有価物の再資源化、こちらのほうが推進される循環型社会形成につながるものと考えております。このことから、各家庭を含みます市民の意識向上、こちらのほうが最も重要な課題ではないかと認識しているところでございます。

以上でございます。

**○4番（水町典子君）**

各家庭で意識を高めていただく、各個人個人がごみの分別に対して意識を高めていただく、それに向けた啓発活動のようなことがありましたら教えてください。

**○環境課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

現在、各地域で燃えるごみの収集日のお知らせをいたしまして、皆さん御存じかと思えますけど、ごみ出しの日程表、B4のカラー版、こちらのほうを各家庭に配布しておるところでございます。

この日程表には、燃やすごみの出し方だけではなく、資源ごみの分類の仕方や収集日などのお知らせも同時に行っているところでございます。

このような方法で、基本的には各家庭に資源ごみの啓発を実施しているところでございます。

また、併せまして、広報紙、ホームページ、あとは出前講座ですね、要望があれば、各行政区に出向きまして、分別のやり方とかも啓発活動を行っているところでございます。

以上となります。

**○4番（水町典子君）**

出前講座などは大変有効ではないかと考えます。

ごみの分別に関する法律のうち、廃棄物処理法は平成3年に改正をされ、平成5年に環境全般の基本的な法律、環境基本法が制定されました。平成12年になりまして、先ほど市長答

弁にもございましたけれども、循環型社会形成推進基本法、こちらで3R（スリーアール）と言われる、皆様も聞いたことがあられると思いますけれども、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）、その考えが導入をされます。

同年4月に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、通称容器包装リサイクル法が完全施行されてからは、先ほどからも何度も言っていたと思いますが、家庭におけるごみ分別の重要度、こちらが最も高まっていると言えるのではないのでしょうか。

このような中で、周辺自治体に倣い、今後、もし八女市でもプラスチックごみを分別回収するといったことになれば、ますます各家庭における取組は必須条件とならざるを得ません。しかしながら、どんなに取組に対する重要性を求められ、法律にも定められていると言われたとしても、各家庭における分別、これは日常生活の中でいかに無理なく自然に定着をし、かつ継続し続けていけるのかが大切になってくると思うんです。

楽しく継続する上で、参考までに私の取組の一部を紹介させていただけたらと思います。

アルミ缶とペットボトル、これは商業施設に設置された回収ボックスに持参をしています。なぜそこへ持参するのかと言われますと、実は持参したそれらの量に応じて、その商業施設で利用可能なポイントが付与される仕組みだからです。

そのポイントは、たとえ何円単位ずつであっても、スマホアプリ上に反映をされ、目に見える形でたまっていくので、継続することが楽しみとなっております。分別を頑張ったことが報われるような気持ちにもなります。ちなみに、週に1度ポイント2倍デーも設けられております。

ただ、こうすることで市への回収には出せなくなってしまうほか、その商業施設を利用しない方にとっては何のメリットもありません。

そこで、課長にお伺いいたします。八女市において、健診を受けたら付与される健康ポイントがあると思いますが、例えばそのような形の市内で使えるエコポイントが付与されるようなアルミ缶やペットボトルなどの回収ボックス、こちらを市でも設置してみるというのはいかがでしょうか。

#### ○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

先ほど議員のほうから日常的な部分がありまして、回収ポイント、お買物ポイントにつながるということで、資源の再利用の観点からも買物の楽しみの観点からも、非常に効果のある取組ではないかなと考えております。

八女市においても先ほどありましたとおり、健康ポイントとか、まちのコイン制度とか、そういったポイントの制度がありますので、その辺、調査を進めたいと考えてはいるところでございます。

ただ、八女市、行政の役割といたしましては、まず最も身近な地域における資源回収、あとは市で行っています拠点回収、こちらのほうをさらに充実したいと考えておるところでございます。

併せて、結構市民の方から問合せが多いのが、古布、布の回収が、実は地域の資源回収では行っておりません。月1回、第4日曜日に行っています拠点回収でしか行っておりませんので、そちらのほうの分別収集の強化をまず優先的にやる必要があるのではないかと考えておるところでございます。

以上となります。

#### ○4番（水町典子君）

ぜひ市民の皆様が前向きに取り組めるように様々検討を重ねていただきたいと思います。できれば実現いただければと思います。

先日、無駄、浪費、ごみをなくすという意味のゼロ・ウェイスト宣言をし、実に13種類45分別まで細分化をし、ごみの分別回収を実施する徳島県上勝町が、その取組により行政視察が増え、エコツーリズムの町としても来訪者の増加につながっているというテレビ番組を拝見しました。そのリサイクル率は何と80%以上にも上るそうです。

宣言に「小さな町の大きな挑戦は、世界から注目され、持続可能な社会への道筋を示しました。」とあります。小さな町の大きな挑戦というこのチャレンジ精神、こちらは変革を糧に掲げておられる箕原市長はじめ、その思いに賛同された多くの市民の心にも響いてくる言葉ではないかと思えます。

本年10月、厚生常任委員会では、香川県三豊市のバイオマス資源化センターみとよへ視察に行っていました。前三豊市長の横山市長は、ごみは全て資源であるという考えから、予定されていた新たな焼却炉建設を取りやめ、周辺自治体との構成団体からの脱退を決断し、三豊市単独で民設民営によるごみ処理施設を造られたのです。日本初トンネルコンポスト方式、正式名称は好気性発酵乾燥方式という、ごみを一切燃やさず発酵乾燥させ、固形燃料に変え、リサイクルするという施設です。

この固形燃料は、製紙会社が石炭に代わる燃料として、石炭よりも安価で買い取り、工場で使用します。新たな石炭の採掘もしなくて済むため、地球環境に大変優しい資源のリサイクルが実現をしています。

日本は世界一ごみを燃やす国というデータもある一方で、市長も行っておられたオランダなど欧米各国では、ごみは焼却しないという考えが主流と聞きました。

三豊市では、年間1万トンのごみから5,000トンの固形燃料が生産されており、ダイオキシンも発生しません。焼却炉建設予定費用の50億円が不要となったほか、設備の整備費用を含む維持管理費にも税金を使わなくて済むことや、新たな産業、雇用の創出も実現できたと

いう点で多くのメリットがあったそうです。

このテーマの質問の最後に市長にお尋ねをいたします。今、視察先の説明をしたからといって、前三豊市長のように脱退とか、そういった挑戦を超えた冒険のようなことを促そうとしているわけではありませんけれども、三豊市の事例は大変興味深い施設でしたので、あくまでも視察先の御紹介としてお話をさせていただきました。

先ほどから環境課長との質疑応答をお聞きになられ、八女市におけるごみ処理問題の現状や課題、今後の方針など、現時点での市長のお考えをお聞かせください。

#### ○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

まず、今後、先ほど課長からの答弁もありましたとおり、八女西部クリーンセンターは、長寿命化の下、今後約10年間使っていくという方針の下で、まずは何よりごみの量自体を減らしていくことが大事だと考えております。

ごみの量を減らすというのは、なかなか政策で一足飛びにできるものではない。やはり本当に市民の皆様一人一人、企業一つ一つの取組の積み重ねが大事だと思っております。

そういった中で、例えば今、実際に取り組んでいるこの電気式の生ごみ処理機ですとか、コンポスター、そういった一つ一つの取組、まだまだ知られていないところもありますので、そういったものを有効活用、さらに活用していただくと。

そういった活用を通じて、ごみを減らすという行為がこの環境に優しい、なかなか地球温暖化ですとか循環型社会というのは、非常に大きい概念で、私も脱炭素に取り組みたいと、カーボンニュートラルを目指すということをずっと一貫して申し上げてきましたけれども、これは非常に重要だと、何となく感覚では分かるものの、どうしてもお一人お一人の生活にそれがどう直結するのか、それが大きい概念がゆえに分かりづらい。やはりこのごみの削減というのが、結果的に自分たちの生活にとってもよくなるんだと自分事として捉えていくことが、ごみの削減に限らず、環境問題は自分事なんだと市民お一人お一人に御理解いただくことが大事なのかなと思います。

そういうことで身近なところでごみの削減がどう役に立っているのか。実際八女市の取組でも、例えば、間伐材をバイオマス燃料として温浴施設で使うですとか、ごみを、竹ですとか、あとは古紙を肥料にして、八女の農業で使われているですとか、そういう身近なところで、ごみの再資源化、リサイクルというのが生活につながっているんだという身近なところで学んでいただくことが必要なのかなと思います。

また、自分事として捉えることに加えて、今議員からもお話があったようなポイント制度を初めとした、やはり経済的なインセンティブみたいなのも重要なのかなと思います。

今、御紹介いただいた取組、そういうポイントも面白いなと個人的に思いましたし、あと

は、例えばごみを分別した、そういうことでごみ袋の、単純にごみ袋代、今、燃えるごみの袋は有料ですので、それを削減できるところもありますが、それにさらに踏み込んで、どういう経済的なインセンティブというのがつかれるかなというところは私自身も考えていきたいと思います。

この八女西部クリーンセンターについては、先ほど申し上げたとおり10年間使っていくというところがございますが、10年間というのが決まっているからといって、やはり使うからにはその負担をできるだけ減らしていく。市にとってもごみの量を減らすことが、市の財政負担の軽減にもつながりますので、そこは私自身も前向きに考えていきたいと思います。

以上です。

#### ○4番（水町典子君）

ありがとうございました。

市民の皆様への啓発ということで、来る12月7日土曜日、おりなす八女にて「スマイルフェスタ八女2024」が開催されます。環境、人権、水俣病の特別パネル展示、人権作文の発表、八女農業高校のSDGsへの取組の発表、バザーコーナーのほか、13時50分からは、タレントで気象予報士の石原良純氏による「空を見よう～いま自分たちにできること～」というテーマの環境に関する講演会も予定されているそうです。

未来のやめっこへ、豊かな自然あふれる八女のすばらしい環境を、そのまま引き継いでいくために、今何が大切なのかを考える好機となるよう、一人でも多くの市民の皆様が参加されますことを期待し、御案内をして、次の質問に移ります。

地域交通の在り方についてであります。

ここで質問順番を少し変えて質問を進めさせていただけたらと思います。

先に、運転免許証返納後のサポート体制についてお尋ねをいたします。

冒頭市長答弁にありました八女市高齢者運転免許証自主返納支援事業の支援内容について、課長より詳しく説明をお願いいたします。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

八女市高齢者運転免許証自主返納支援事業は、高齢者による交通事故の減少を図ることを目的としまして、八女市に住所を有し、自主返納の日において、満70歳以上の方が運転免許証を返納した上で、本市で支援手続をされた方を対象に、額面60千円のタクシー、路線バス共通回数券、または60千円を上限としましたハンドル形電動車椅子購入費補助金のいずれかを交付し、支援するものでございます。

平成30年度の事業開始当初は、八女市予約型乗合タクシーと、福岡県筑後地区タクシー協会加盟のタクシーでのみ利用できる回数券でございましたが、令和5年度からは堀川バスの

全路線バス、西鉄バスの一部路線バスで利用できるように改めまして、今年度からはハンドル形電動車椅子購入費補助金も選択していただけるように支援内容を拡充しておるところでございます。

**○4番（水町典子君）**

タクシーチケットのほか、バスのほうにも使用ができるように拡充されたことは大変すばらしいと思います。

ハンドル形電動車椅子とは、いわゆるシニアカーと言われるものだと認識いたします。私の知り合いも、市内の知り合いですけれども、免許返納後、御主人がグラウンドゴルフに通うため、奥様が免許を持ってあり、送迎をされておられたそうですが、つい最近、シニアカーを購入されておりましたので、この制度を使われていると思いますが、免許返納後も外出が可能となり、大変充実しておられました。にこにこしておられましたので、大変よい支援であると思っております。

課長にお尋ねいたします。八女市のタクシー券、バスでも使えるというその回数券が60千円ということは、近隣自治体などと比較して、その額はどうか。また、使用期限などはございますでしょうか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

近隣自治体の回数券の額面は5千円から60千円までと、かなり幅がございまして、最高額の60千円は八女市とみやま市でございまして、本市は広大な面積を有していることもあり、手厚い支援を行っておるところでございます。

また、有効期限につきましては、設定している自治体もございまして、本市は回数券を有効に御使用いただくため設けておりません。

以上でございます。

**○4番（水町典子君）**

有効期限がないことで逆に使うのを控えることがないようになればいいなと思いました。

高齢者運転免許証自主返納支援事業について課長にお尋ねをいたします。これまでどれくらいの方が申請をされましたでしょうか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

事業を開始いたしました平成30年度から本年10月末までの数値となりますが、2,437の方に回数券を交付しております。

また、今年度から拡充いたしましたハンドル形電動車椅子購入費補助金につきましては、4の方に交付をしているところでございます。

**○4番（水町典子君）**

特に今年度から始まったハンドル形電動車椅子購入補助制度、こちらはまだ御存じない方もおられるかもしれませんので、周知を徹底していただけたらと思います。

引き続き課長にお尋ねいたします。この回数券の、先ほどちょっと有効期限の部分でも申しましたけど、使用率はどのくらいか分かりますか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

平成30年度から本年10月末までに交付いたしました回数券の額面146,220千円に対しまして、65,297,700円分を使用しておられますので、使用率は44.66%となっております。

**○4番（水町典子君）**

およそ半分より少し下ということで認識いたしました。

引き続き課長にお尋ねいたします。この回数券、介護タクシーを利用する際にも使用が可能でしょうか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

この回数券につきましては、御本人が乗車されておられれば、介護タクシーでの使用も可能でございます。

**○4番（水町典子君）**

介護タクシーにも使えるということで、大変安心いたしました。

運転免許証返納後の支援についてはよく分かりましたが、実はある市民の方から、農作業の仕事をする上で、道具や荷物、あるいは収穫した野菜を運ぶため、畑まで、畑から自宅までの距離があり、軽トラックには乗り続けていきたい。簡単に免許証返納できないという声を聞いたことがございます。特に公共交通も少ない八女市で、高齢者の皆様にとって運転免許証がいかに大切なものなのかという切実なるお声でありました。このようなことについて、課長はどう思われますでしょうか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

自動車は、高齢者の方にとりましても、生活に欠かすことができない移動手段であると認識をしております。一日でも長く、安全に運転していただけることを防災安全課としても願っておるところでございます。

このような中で、本市では高齢ドライバーの方に、現在の御自身の身体機能や判断能力、運転技術などを再認識され、日頃から心がけるべき注意点を理解していただくことを目的としまして、平成29年度から八女シニア・ドライビングスクールを開催しておるところござ

います。

このスクールは、八女中央自動車学校で、八女警察署等の協力を得て毎年開催しております。運転診断やペダルの踏み間違い体験、VR体験などを実施しており、これまで受講された延べ500人以上の高齢者の皆様から高評価をいただいているところでございます。

#### ○4番（水町典子君）

高齢者の方による交通事故など、時折問題になっておりますので、今紹介がありましたような定期的なシニア・ドライビングスクール、こういった講習を受けながらであれば、高齢者の方にも少しでも長く安全に運転をし続けていただけるのかもしれませんが。農作業などを元気に続けていってもらえることがかなうよう願ってやみません。

では次に、ふる里タクシーについて、課長にお尋ねいたします。

ふる里タクシーの現状、そして現在の登録者数を教えてください。

#### ○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

このふる里タクシーの事業でございますが、平成24年10月に本格稼働をいたしてございまして、市内11エリア、16台で運行いたしてございます。

現在の登録者数でございますけれども、約1万5,000人でございます。

以上でございます。

#### ○4番（水町典子君）

では次に、提供をいただきました資料、こちらに基づいて質問をさせていただきます。

引き続き課長にお尋ねします。コロナが初めて中国で発生したとされる令和元年12月、この表でいくと一番左端になりますけれども、その翌令和2年には緊急事態宣言が発令され、コロナ禍へと入っていったと思います。

昨年、令和5年5月に5類移行となるまでは、利用状況にコロナの影響があったと言えるとは思いますが、令和元年と令和5年を単純に比較すれば、運行日数にはさほど差は見られないことから、昨年の乗客数は、コロナ前の数字にはまだ戻っていないとも読み取れます。

現状、利用状況の回復は、コロナ禍以前と同程度、あるいはそれを超える勢いで復旧してきていると言えそうな状況でしょうか。

#### ○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

コロナ禍前の令和元年では、年間約4万5,000人ほどの利用がございました。最近では、約3万7,000人ということで推移いたしてございます。議員御指摘のとおり、コロナ禍前までは、まだ戻り切れていないような状況でございます。

全体的にこの約10年間の統計で見ますと、平成24年につきましては、6万4,000人をピー

クに、だんだん減少傾向が続いている状況でございます。

この利用者の減少の背景といたしましては、固定客が亡くなられたりが一番主な要因になってくるかと思っております。

それから、先ほど高齢者の免許証返納の話もございましたけれども、なかなか男性の高齢者の方々につきましては、軽トラックで農作業をするという家庭では、やはり免許証返納までは至っていないという方もいらっしゃるしまして、登録されてある方々の男女を比較してみますと、男性が15%、女性が85%という形で、ほとんどの登録者の方が女性という状況でございます。

コロナ禍前とコロナ禍後の関係でございますけれども、やはりこの3年間というのは、いろんな社会に影響を及ぼしたことでございまして、これは公共交通にも影響がございました。

やはり高齢者の方がほとんど乗られておりますので、80%以上の方がこのふる里タクシーに乗られますので、やはりコロナ禍の中で、なかなか外に出ることができないということで利用控えが3年間続いて、5類になったから、じゃいきなり出ようかとなったときに、この間にやはり病院に通院されてある方がほとんどでございましたので、病院の専門の送迎バスに移行されたりとか、この3年間で、なかなか外に出ることができなくなったとか、そのもろもろの要因が減につながっているんじゃないかと分析しているところでございます。

#### ○4番（水町典子君）

男性と女性での登録者の差なども含め、さらには病院で送迎があっているなど、ちょっと昔とは状況が違う部分もあるのかと思っておりますが、ふる里タクシーで使用される車が、運行開始時よりは小型になったとは聞いておりますが、利用されている方の声として、実際お聞きしたのが、足や腰に痛みがあり歩行が困難で、玄関先まで車が乗り入れてもらえないため利用を諦めたですとか、予約をしても待ち時間が読めない、さらには、最初のほうで乗ってしまうと、他の利用者の迎えの分乗車時間が長くなり、最初の待ち時間から含めると長時間となって、排せつの関係など、体調への負荷が生じやすく、利用をためられるなどの御意見がございました。

そこで、課長にお尋ねいたします。乗り合い型ということで、多少の不都合も仕方ないかもしれないのですが、八女市が広大であることに加え、高齢化率の高さなどから、ふる里タクシーが、時代や利用者のニーズに合わなくなってきているような部分、そのようなところも見てまいりました。よりよい公共交通、地域交通になるよう、これらの課題解決に向けた取組など、市のお考えがありましたらお尋ねをいたします。

#### ○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

議員から先ほど御紹介がありましたお声でございますけれども、私たちも市内のいろんな

高齢者の方々が開催されるサロンとか、そういった会合のほうに出向いていきまして、そういった乗られる方々の意見を聞いております。

やはり待ち時間が長い、1日に8本という本数でございまして、1時間に1本の送迎となっております。なかなか読み時間が分かりにくいという御意見、それから、エリア的な話でございしますが、隣の旧町村のほうに行きたいけれどもという意見で、なかなかエリアが拡張できないというような意見もございます。

それから、中山間地によりますと、やはり道が狭くなって、今現在、10人乗りのバスで行っておりますけれども、以前は10人乗りのバスでございまして、そのような御意見を賜りまして、10人乗りのバスに今、車両サイズを若干小型化させていただいておるわけでございますけれども、軽車両とか普通車両で行きますと、乗り合いという我々のスタンスの中で、やはり3人、4人乗っていただく場合も当然ございます。病院に行かれたり、お買物に行かれたりということで、帰りには、それ相当のお荷物、買物を御持参して乗車される場合も想定しまして、やはりお荷物を隣に置いたりとか、貴重品を置いたりとか、そういうふうなスペースを確保する上で、それから緊急時の脱出等も考えますと、今の10人乗りのバスが適当ではなかろうかということとさせていただきます。おわけでございます。

それから、今後につきましては、今現在の乗合タクシーのシステムというのが、来年更新する時期を迎えております。今、アナログ的な予約をさせていただいておりますけれども、今後は他自治体のシステムも調査研究させていただきながら、この八女市に見合うシステム化ということで、積極的に取り組んでいるところでございますので、さらなる利用促進に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○4番（水町典子君）

ありがとうございました。

ちょうどタイムリーに、先日自宅に配布されました12月号の八女社協だより5ページに、「矢部地区の生活支援コーディネーターの報告」と題して、「矢部から黒木まで、ふる里タクシーを利用してみました」というレポートが掲載されておりました。よりよい公共交通にしていくため、このように1度乗車して見ていただくというのもいいかなと思います。

選挙の期日前投票の際、ふる里タクシーが使われていることは周知されていると思いますが、例えばそこに絡めて、18歳で初めて投票に行く若者を投票所までふる里タクシーで運ぶバスツアーですとか、市のDX推進室が主に高齢者の方向けのスマホ教室を開催されているようですので、そちらとコラボして送迎するバスツアーなど、何かそういった目新しい企画もどうかと提案をいたします。

先日、運転免許証を返納された市民の方から、筑後市内の病院へ通院をされており、タク

シー代も高額であるため、今はタクシー券をもらっていますが、いずれ使い切り、なくなったとき、今後の通院を続けていけるのか不安であると相談が寄せられました。

11月7日付公明新聞の記事によれば、茨城県銚田市で車の運転免許証を返納した高齢者などを含む全市民が市外の医療機関へ通院する際、1回の利用のうち、運賃の半額が助成される事業が本年7月より開始されたという記事を目にしました。年間限度額は25千円に設定され、利用を希望される市民は事前に申請し、利用者証の交付を受けておきます。その利用者証にデジタルコードが記載されているので、利用者証と身分証明書を一緒にタクシー乗車の際、提示をすれば、そのときにスマホなどを操作する必要は一切なく、自動で半額分のみ、支払えばいいというようなシステムだそうです。

令和3年運行開始のデマンド型乗合タクシーもあるそうですが、こちらは八女市と同様、市内のみに限定されていることから、この半額助成が導入されたということでした。

八女市が面積が広く、一口に市外といっても長距離となったり、県をまたぐ場合なども考えられるかもしれません。より細かな使用方法や限度額を設けたり、交通事業者との契約締結、ドライバーの確保など課題も様々あると思われそうですが、先ほど課長もおっしゃられたとおり、八女市に合った形で、このような医療機関への通院費半額助成制度、こういったものを取り入れるお考え、あるいは市外への移動で現在実施中の取組などがあれば教えてください。

#### ○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

御紹介ありがとうございました。こういった高齢者の方々への市外の医療機関への通院という話は私もお聞きしております。

通院に際しまして、タクシーチケットを御提供させていただくという部分につきましては、地域の実情というのが広大な面積であるというのは先ほど議員からもございました。

どちらのほうの市外と、ちょっと具体的にになりますと、御利用される方の移動距離等がございますので、なかなか一概に、じゃ、やりましようやということはなかなか厳しいかなと思っております。

それとやっぱりドライバーの確保、それから、基本的には市外への移動となりますと、我々公共交通の機関であります路線バスが通っておりますので、基本的には路線バスで乗り継いで行っていただきたいという部分がございますので、その他もろもろ、今後は調査研究していかないといけないと思っております。

そういった高齢者支援という分野になりますと、市のほうも公共交通以外にも、高齢者支援の担当部局、先ほど防災のほうでは、高齢者の運転免許証返納、様々な分野で、それぞれの支援を行っておりますので、市のほうには住民移送サービス研究委員会という内部の組織

がございますので、その組織の中で十分検討しながら、今後取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

#### ○4番（水町典子君）

市外への移動で、高齢者向けだけではなく、定期券の補助などもあると認識しております。

最後に市長にお尋ねいたします。先日、市長は議会開会日の所信表明演説の中で、ライドシェア導入などについても見解を述べておられました。八女市が抱えるこの地域交通、公共交通の在り方や今後の方針について、また先ほどの市外医療機関への通院費助成制度導入についても、もしよろしければお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

今のこの八女市の公共交通機関もですが、まず、私自身の考えを述べさせていただきますと、路線バスについては、西鉄バスと堀川バスを運営いただいておりますが、やはりこの人口減が続く中で、これからこの路線網を充実させていくことは、やはりどうしても厳しいのかなと思っております。

また、乗合タクシーのほうも、年間約3万人の市民の皆様に御利用いただいておりますが、今御議論の中でもお話しいただいたとおり、例えば電話でしか今のところ呼ぶことができない。また、来る時間が分からないといった、かなり利便性という観点では、どうしても時代に取り残されてしまっている部分があるのかなと思っております。

そういった中で、今、課長からも御説明があったとおり、ちょうど来年この乗合タクシーの在り方を検討するという中で、私がかねてより申し上げておったこのライドシェアの仕組み、これはこの乗合タクシー、また路線バスと一緒にこのライドシェアを入れていくちょうどいい機会じゃないかと考えております。

このライドシェアは必ずしも路線バスですとか、乗合タクシーと全く別物で導入するという形ではなくて、路線バスや乗合タクシーと協力しながら、地域公共交通の1つのピースとしてやっていくということが出来るものでございますので、近隣自治体、一番近くですと東峰村で進んでおりますが、全国的に、今まさに政府もこのライドシェアの取組を進めているところがございますので、全国的な先行事例も参考にしながら、この八女市においても、ライドシェアを含めたこの地域公共交通の充実を進めてまいりたいと思っております。

もう一つ、お尋ねいただきました医療圏、病院への通院への助成につきましては、そこは当然これから高齢化が進む中で、どうしても病院に行かないといけない方が増えていくという状況も鑑みて、まずは高齢者の方に限らず、市民の方、また、この交通網の充実というの

は観光、外から来た方のためにもなりますので、まずはしっかりこの交通網の充実、ライドシェアも含めた公共交通の充実というのを第1にやりながら、その上で、どうしてもそこでカバーできない部分については、金銭的な助成も含めて、どういったところで支援が必要なのかというのは考えていきたいと思えます。

以上です。

**○4番（水町典子君）**

ありがとうございました。

ぜひ皆様のニーズに応えられるような新しい市政を望んでおります。八女市は今、まさに改革を掲げる新市長の誕生により、新たな時代へと進み始めました。私も八女市のこの転換期に議員でいるということをより一層深く自覚し、市民の皆様の声を市政にしっかりと届けていけるよう、これからも精進してまいります。

八女市がよりよく変化を遂げ、住んでよかったと実感できる八女市になりますよう、箕原市長のリーダーシップを大いに期待して、私の一般質問を終わります。

**○議長（橋本正敏君）**

4番水町典子議員の質問を終わります。

11時15分まで休憩します。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

**○議長（橋本正敏君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番古賀邦彦議員の質問を許します。

**○5番（古賀邦彦君）**

皆様おはようございます。5番、日本共産党の古賀邦彦でございます。傍聴席の皆様、お忙しい中、お越しく下さりありがとうございます。インターネット中継を御覧の皆様、御視聴いただきありがとうございます。

まず、質問に入ります前に、箕原市長におかれましては、このたびの市長への御就任、誠におめでとうございます。誰もが安心して住み続けられる八女市のために、その若さと行動力を存分に発揮されることを御期待申し上げます。私もそのための提案をどしどしさせていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

質問は大きく4点あります。1点目は子育て支援について、学校給食の無償化と18歳までの医療費無料化について、箕原市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

物価の高騰はとどまるどころを知らず、一方で賃金は上がらず、市民の暮らしは苦しさを増しております。とりわけ子育て世代にとっては、第2の教育費と言われる学校給食費の負

担は大きく、その軽減が必要です。本市ではこれまで小中学校の給食費の保護者負担を2千円までに抑える手だてを取っておりますが、無償化へ向けた英断が求められています。

また、18歳までの医療費無料化については、本年10月より中学生までの医療費が無償化になりました。子育て世代の方々にはとても喜ばれております。お隣の広川町ではこの10月から、うきは市では来年4月から18歳までの医療費無料化がスタートします。福岡県内を見ても無償化、あるいは一部補助など、5割を超す自治体でこの世代への医療費補助を行っています。ぜひとも本市でも取り組んでいただきたい。

2点目は、災害対策として、矢部川の堤防強化工事について、今年度及び次年度以降の工事計画についてお尋ねいたします。

また、災害用井戸の設置について、公共施設にある井戸の調査の進捗状況及びその上での供用開始時期などについてお尋ねいたします。

3点目は、個人番号カード出張申請業務の在り方についてお尋ねいたします。

10月15日、我が家に1通のダイレクトメールが届きました。その中には、令和6年度八女市マイナンバーカード申請サポート実施、八女市民の4人に3人が持っていると書かれています。2024年12月から保険証の新規発行がなくなるため、マイナ保険証の申込みが増えています。高齢の方や障がいのある方、介護を受けている方など、市役所に来ることが難しい方を対象に御自宅や施設等を訪問し、申請サポートいたしますと書かれています。予約連絡先の電話番号、サポートの流れがあり、最後に、本サポートは、八女市より受託を受けた株式会社H I Sが実施しておりますと書かれていました。

なぜこういうダイレクトメールが届いたのか。私は私の意思でマイナンバーカードを作っていないのに、カード作成を強制するような内容。その上、市役所から直接ではなく、なぜ民間の業者から届いたのか。マイナンバーカードを作っていないことをなぜ民間の業者が知っているのか。一体どうなっているのかと、この取扱いについて大きな不信感を覚えました。私の元へはその日から数日の間、複数の市民の方からもこの取扱いはおかしいという声が寄せられております。今回の取扱いは、番号法の趣旨に照らし、行き過ぎたものになっており、大きな問題があると考えます。なぜこういうことになっているのか。ダイレクトメールの内容をはじめ、個人情報の取扱いにも問題があると考えます。このことについて詳しくお尋ねをいたします。

4点目は、小学校教室環境についてお尋ねいたします。

あとの内容については質問席にて行います。執行部におかれましては、簡潔明瞭な回答をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢につきまして、子育て支援に関してのお尋ねでございますが、学校給食の無償化をどう考えるか及び18歳までの医療費無料化をどう考えるかにつきましては、基本的な考えが共通しておりますので、一括して御答弁いたします。

学校給食の無償化につきましては、保護者の実質的負担を軽減するため月額2千円としているところです。

また、こども医療費の助成につきましては、中学生世代までの自己負担を無償化しております。

学校給食費やこども医療費に当たっては、本来、居住地にかかわらず、保護者の負担が平等な公的制度であるべきだと考えております。こうした考えは、全国教育長会や全国知事会、全国市長会からも、国における学校給食の無償化、また、全国一律のこども医療費助成制度の創設が重点提言として提出されております。今後、政府における取組の進捗を勘案しながら、八女市における助成の在り方を検討していきたいと考えております。

続いて、災害対策につきまして、矢部川堤防強化工事について、まず、今年度の工事計画はどうなっているのかというお尋ねでございますが、矢部川につきましては、本市ではほとんどの区間が県の管理となっております。今年度の堤防補強工事としましては、八女市矢原行政区において第1工区工事を発注済みであり、今年度中に第2工区工事を発注予定と聞いております。

次年度以降の計画はどうなるのかというお尋ねでございますが、次年度以降、引き続き対策が必要な箇所の工事を行う予定と聞いておりますが、現時点では予算も確定しておりませんので、具体的な計画は決まっていないという認識でございます。

災害用井戸の設置について、公共施設井戸の調査はどこまで進んでいるのかというお尋ねでございますが、市が保有する公共施設の井戸の有無について調査を完了いたしました。現在、これらの井戸の災害時における使用の可否や運用につきまして、庁内で協議を進めているところでございます。

供用開始はいつ頃を考えているのかというお尋ねでございますが、現在進めております井戸の所管部局との協議が終了した段階で、災害時に使用可能な井戸の供用をなるべく早く開始して、市民の皆様への周知を実施してまいります。

続いて、個人番号カード出張申請業務について、まず、出張申請を業者が行うに至った理由は何なのかというお尋ねでございます。

本年12月2日から健康保険証の新規発行がなくなり、マイナンバーカードの健康保険証としての利用希望者が増加することが見込まれるため、これまで身体的、環境的な制限によりマイナンバーカードの申請ができなかった方に対する申請サポートを行うことを目的として事業を実施しております。

業務委託とした理由は、マイナンバーカードの更新などでの来庁者が多くなっており、職員だけで出張申請に対応することが困難なため、業務委託による実施といたしました。

また、受託業者選考はどのように行われ、具体的な契約内容はどうなっているのかというお尋ねでございます。

公募型プロポーザル方式により実施事業者を募集し、参加4者によるプレゼンテーションを行った上で、これまでの実績を加味しつつ、市の方針に沿った提案を行った事業者を採用しております。

主な業務内容としましては、マイナンバーカードの出張申請サポートの実施、周知のためのチラシ、リーフレットの作成や配布、コールセンターの設置などで、本年9月27日に契約を締結しております。

ダイレクトメールの内容は問題ではないのかというお尋ねでございますが、市の事業としてマイナンバーカードの訪問申請サポートを実施すること、高齢の方や障がいのある方などが御自宅にいながら申請ができることを周知する内容であり、問題はないと考えております。

また、ダイレクトメールの発送先はどういう基準で、何人に出したのかというお尋ねでございますが、マイナンバーカードをお持ちでない方がいる世帯主宛てに発送させていただき、発送数は7,818通でございます。

次に、個人情報の漏えいに当たらないのかという御質問でございますが、情報の漏えいとは、意図せず外部に流出したり、権限のない第三者によって不正に取得されたりすることでございます。今回、ダイレクトメールの送付に当たっては、送付先となる宛名が必要となるため、委託事業者に情報提供をしていますが、業務委託契約書中に、個人情報の取扱いに関して秘密の保持、複製の禁止、目的外利用及び提供の禁止を明示しております。また、ダイレクトメールの印刷後に個人情報に関するデータ消去の申告を受けており、漏えいには当たらないと認識しております。

最後に、来年、年度内の対応及び今後の対応はどう考えるのかという御質問でございますが、本年12月末で本事業は終了の予定でございます。来年1月以降の予定は決まっておりませんが、要望が多ければ、市職員による出張申請サポートも必要があると考えております。

4番の小中学校教室環境についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えいたします。

4、小中学校教室環境について、夏季期間の教室温度の状況はどうなっているのかのお尋ねです。

近年の気温上昇により、教室の温度は高くなっている傾向にあります。空調機の稼働により教室温度を下げるように努めておりますが、施設によっては温度が下がりにくい学校もあ

ると認識をしております。

次に、今後の対策はどう考えているのかとのお尋ねです。

今後は、施設の改善を図っていくとともに、普通教室の空調機の設置経過年数が10年を超えている状況から、計画的に更新、整備等を検討していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○5番（古賀邦彦君）

まず、市長の政治姿勢について、とりわけ子育て支援について今回お尋ねをいたしました。学校給食の無償化、そして18歳までの医療費の無料化ということで、一括して御答弁をいただいております。

まず、学校給食の無償化につきましては、私自身も何度も取り上げさせていただき、同僚議員も取り上げておられます。

昨年度、全国で小中学校の学校給食無償化に取り組んだ自治体は全体の約30%に上りました。八女市において小中学校の給食費無償化に必要な予算は230,000千円と伺っておりまして、これは令和5年度の一般会計当初予算41,980,000千円の0.55%となります。学校給食は教育の一環であり、児童生徒の健康な体を維持する大切なものです。八女市の未来を担う子どもたちのためにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、18歳までの医療費無料化について、さきの議会で無償化するための新たな予算は幾らかかりますかとお尋ねをし、およそ30,000千円という回答をいただきました。いわゆる高校生世代はその多くが進学し、多くの出費があります。校納金をはじめ、学習塾代、部活動費など、他世代に比べ多くの出費があります。この世代の子どもを持つ保護者の方々からも何とかしてほしいという声が寄せられております。医療費無料化の拡充をお願いしたいと思っております。お隣の筑後市では、入院は無料、通院は月1千円など窓口の負担を軽減されております。八女市でもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

市長に改めて伺います。子育て世帯への重要な支援策の一つとして、学校給食の無償化及び18歳までの医療費無料化についてぜひ取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

児童の医療費、給食費の無償化、これはできるのであれば当然やって目指していきたい、目指すべき目標だとは考えております。

ただ、先ほど給食費のほうについては、八女市の予算の0.55%と御指摘をいただきましたが、この0.5という数字だけ見ると確かに小さいようには聞こえるんですけども、当然子ども・子育ての負担軽減以外にも市にはいろんな負担がある。それは先ほどの水町議員のお

話にもあったように、いろんな交通手段のというところもありますし、そういった高齢者のところに限らず、八女市はいろんなお金のかかる事業がこれからたくさんある中で、この子育てのところにどれだけ張っていくのかというところは慎重に考えないといけないと考えております。

特に子育ての費用負担というのを、例えば、今明確な財源なしに0.5%だからということで負担を減らしたとしても、結局、その負担が将来、しわ寄せが行くのは大人になった子どもたちでございまして、今のこの足元の親の負担を減らしたその結果が今の子どもたちによるというところは防がないといけないと考えております。

特に給食費につきましては、私も執行部のほうに話を聞いて、近隣自治体との比較も見ましたが、筑後地域の近隣自治体に比べて八女市はかなり負担の低い、今、小学校も中学校も2千円負担というところで、近隣自治体は3千円や4千円、場合によっては5千円近い金額の負担をお願いしている地域も多いところでございます。そういった八女市の現状の取組というのをまずはしっかり知っていただいて、その上で、今後子育てに限らず、市民の皆様の負担をどこが減らしていけるのか、そこは全体的なバランスの中で考えていきたいと考えております。

以上です。

#### ○5番（古賀邦彦君）

慎重に考えたいということではありますが、私は人口減少が続くこの八女の中で、やはり子育て支援というのを、人をまちに呼び込む大きな施策の一つとしてぜひ捉えていただきたい。八女に行けばいろんな意味で子育てがしやすいという環境を備えるというのはとても大事なことだろうと思います。

御答弁の文章の中にありましたが、政府における取組の進捗を勘案することも大事です。もちろん、裏打ちされる財源が来る、来ないという大きな問題がありますので。しかし、やはり子育て支援に一生懸命なまち八女というのをアピールするために最もいいものだろうと思うんですね。そしてまた、これは市長の英断一つと思いますので、市長がおっしゃるのも分かりますけれども、ぜひとも前向きに、次年度からでも実施できるように検討を重ねていただきたいということで要請させていただきます。

それから、次に災害対策に移らせていただきますが、矢部川の堤防強化工事です。

今年度の工事計画、次年度以降の工事計画を伺いました。平成24年の九州北部豪雨の際に矢部川が増水し、矢原の堤防があと僅かで切れる大変な状況になりました。その後、国は矢部川下流域から堤防強化工事を行い、矢原から下流域の工事は終了しております。しかし、矢原から上流域の県管理区間での工事は一向に進まず、矢部川沿いの皆さんから不安の声が出されておりました。

令和2年に国が立ち上げた矢部川水系流域プロジェクト、この事業には当初から矢原から上流部の堤防強化計画が示されてはいましたが、少しも前に進まない状況で、時間だけが過ぎていきました。このため、我が党の松崎議員が繰り返し議会でも工事着工を求め、私も昨年の6月議会で取り上げました。その後、三田村前市長が八女県土整備事務所、地元選出県議に直接要望書を渡され、私どもも地元住民の方との懇談会を開き、そこで出された要望項目を添えて八女県土整備事務所へ要請を行ってまいりました。ここに来てようやく予算がつき工事が始まることになり、既に福岡県からの地域住民への説明会も行われたとお聞きします。改めて今年度の工事計画の進捗状況について担当課長に伺います。

**○建設課長（轟 研作君）**

お答えをいたします。

今回、工事予定箇所図ということで資料を配付させていただいておりますけれども、今回、2か所県のほうが工事をするというで聞いております。1工区につきましては、先月11月中旬にも入札が終わっており、発注済みと聞いております。工事延長としましては約270メートル、予算規模として40,000千円と聞いております。2工区につきましても、年明け1月になると思っておりますけれども、そこで入札が行われると。工事予算規模につきましても、1工区と変わらないと聞いております。

以上です。

**○5番（古賀邦彦君）**

今年度の分は分かりました。

次年度以降の工事計画につきましては、どのようになるのか伺います。

**○建設課長（轟 研作君）**

お答えをいたします。

次年度以降も引き続き県のほうで堤防強化工事については行っていただけると聞いておりますけれども、今現在、当然予算要求の際には工事規模、それを基に算出されていると思っておりますけれども、やはり毎年梅雨時期になりますと、大雨で堤防が緊急に工事が必要な箇所等も出てきますので、今予定している箇所が変わる可能性があるということで、今時点では箇所については公表できないということですが、引き続き工事は行っていただくと聞いております。スケジュール的にもやはり梅雨明けて、状況を見ながらの発注になるので、来年度も大体今ぐらいの時期の発注になるのではないかと考えております。

以上です。

**○5番（古賀邦彦君）**

災害から市民の命を守る重要な取組になります。住民の皆さんもこの工事には大きな期待を寄せられております。確実に工事が進むように、そして、住民の皆さんの声をしっかり聞

きながら、引き続き取組を進めていただくようよろしくお願いいたします。

次に、災害用井戸の設置についてお伺いします。

能登半島地震の教訓を生かすために、災害時の生活用水確保のため繰り返し求めてまいりました。その際、公共施設井戸の活用もその一つとして考えたいということから、公共施設井戸の調査を行うということでした。その後の調査を踏まえ、公共施設のうち、井戸のある施設数が幾つあるのか、その中で実際に使用が可能かどうかの判断はいつまでに終える見込みなのか、使用可能と判断した井戸は随時供用開始となるのか、担当課長にお伺いします。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

大規模災害時に水道施設の損壊などによる長期的な断水に備えまして、市の公共施設が保有します井戸を生活用水に活用する仕組みを構築するために、全公共施設の井戸の有無について調査を行いまして、現在完了をしております。

調査結果としましては、全389施設のうち、井戸を使用している施設は127か所でございます。現在、井戸を所管しております各部局と災害時の使用や運用につきまして、災害用井戸としてなるべく早い時期に供給が開始できるように協議を重ねているところでございます。

今後とも災害時における公共施設の井戸の活用に向けて迅速にしっかりと取り組みまして、使用可能と判断した井戸につきましては、随時供給を開始してまいります。

#### ○5番（古賀邦彦君）

広大な面積を有する八女市において、住民の住む地域の近くに井戸のない地域もあります。それらの地域は災害時に生活用水を確保できません。特に山間地域ではそういうところが多いと思われまます。それらの地域への対策としてはどのようなことを考えておられるのか、担当課長にお伺いします。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

これまで災害用井戸の設置に向けて、井戸のニーズに関する調査や協議を進めてまいりました。

一方で、山間部には山からの水などを水源としている公共施設が存在するため、現在、井戸以外の水源につきましても、災害時に生活用水として活用できないか研究を進めているところでございます。

また、自主防災組織の独自の取組としまして、ある自治公民館に存在する井戸を地域の災害用井戸として地区防災計画に掲載し、災害により断水した際、地域内で活用するといった大変参考となる事例もございます。

災害への備えにつきまして、このような優良事例を紹介して、ほかの地域へ広めていくこ

とも行政の重要な役割の一つであると考えておるところでございます。今後とも自治公民館の井戸の活用なども含めまして、災害時の生活用水確保に向け、様々な研究や取組を進めてまいります。

**○5番（古賀邦彦君）**

公共施設の井戸などを災害時に活用するとした場合、八女市の地域防災計画にもそのことを盛り込む必要があると思います。

さらに、いざというときに利用できる公共施設井戸の場所、これについても市民への周知も必要です。その際、広報やホームページと併せて、各家庭に配布されるハザードマップにも災害用井戸の場所を明記してもらえば市民も分かりやすいと思いますけれども、担当課長いかがでしょうか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

公共用施設の井戸を災害時に活用することにつきましては、八女市地域防災計画に位置づけたいと考えておるところでございます。

また、八女市地域防災計画における様々な災害対応につきましては、市民の皆様が災害に備えていただくためにも広く周知することが大変重要であるとともに、周知することで市民の皆様の安心にもつながるものと認識をしております。

災害用井戸の供用開始につきましても、適切な時期に適切な形で市民の皆様へしっかりと周知してまいります。

**○5番（古賀邦彦君）**

市長に伺います。

地震列島の日本、災害はもはや起きるのを前提とした対策を取る段階を迎えております。住民の命をどう守るのか、災害発生後の生活環境をどう確保するのか、自治体にはそのための対策をどれだけ備えているのかが問われております。災害の備えに向け、今後どういうことを進めていこうとされているのか、簡潔にお答えをお願いいたします。

**○市長（簗原悠太郎君）**

お答えいたします。

今、古賀議員おっしゃったとおり、災害が起こる前提でその対策を進めていくことが大事だと考えております。私自身八女市でいろんな方とお話をしていて、ちょっとこれは変えないといけないなと思うのが、市民の多くの方が八女は災害が少ないという、そこを誇りに思っている。ここの地域に対して誇りを持つということは非常に大切なことですが、災害が少ないということを誇りに持つというところについては変えていかないとはいけません。まさにこの気候変動、今年の夏も非常に暑かったですし、そういった気候変動も当たり前な

ものになりつつある。地震も南海トラフが実際に被害が起こっているように、どういう災害がこの八女でいつ起こってもおかしくないという前提で準備を進めていく必要があると思います。

災害の対策という点、基本的には自助、共助、公助という、それぞれの主体ごとの取組を進めていくことが大事だと思っております。公助につきましては、これまで従来行っていた取組をしっかりと進めていくと同時に、今お話しさせていただいております災害用井戸の推進ですとか、また、私が公約の中でも掲げておったような、例えばAIの活用、またドローンによる物資の運搬、そういった新しい技術というものをどんどん入れていく必要があると思いますし、また、公助の分野にも民間の知見というものをに入れていくのが大事なかなと思います。

また、自助、共助という点では、地域による取組、また個人単位での取組、それも進めていく必要がありますが、まずは先ほど申し上げたような災害は少ないという意識を変えて、しっかり個人個人、地域地域で準備をしていただく。

また、それも個人、地域に任せるだけではなくて、例えば、地域も特に山間部は今人口が減って高齢化が進んで、なかなか自力でやれることも限られてしまっているような地域もございます。そういった自助、共助に関してもしっかりと公の立場から市として災害対策の支援をしていく、そういった形で、自助、共助、公助がしっかりと三つどもえになって、この対策に取り組んでいけるような体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

#### ○5番（古賀邦彦君）

ぜひ、またその在り方などについても、今後市長ともお話をしていきたいと思っております。

次に、個人番号カード申請業務についてお尋ねいたします。

まず、いわゆる番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年5月31日に成立しましたが、この成立の際に衆議院において附帯決議があります。その第1項と第3項には何と書かれているか、担当課長お願いいたします。

#### ○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

附帯決議の第1項、「マイナンバーの利用範囲及び情報連携の拡大に当たっては、マイナンバー制度に対する国民の不安の払拭に努めるとともに、拡大の必要性について国民に対して丁寧に説明し、十分な理解を得ること。」。

第3項には、「マイナンバーカードの取得が任意であることに鑑み、マイナンバーカードの取得を強制しないこと。また、マイナンバーカードを取得していない者に対する不当な差別的取扱いを行わないようにすること。」と書かれております。

#### ○5番（古賀邦彦君）

番号法の趣旨に照らしてみても、今回の個人番号カード出張申請サポート業務、この取扱いは大きな問題があり、行政側の行き過ぎた対応があったのではないかと。担当課長いかがでしょうか。

**○市民課長（松尾真美君）**

説明いたします。

今回の出張申請サポート業務は、高齢の方や障がいのある方など御自身で申請が難しい方を対象に、自宅を訪問して申請サポートを行う事業をお知らせする内容であり、行き過ぎた対応があるとは認識しておりません。

**○5番（古賀邦彦君）**

私は、個人番号カードの申請サポート自体や、高齢の方、障がいのある方への申請周知が問題と言っているわけではありません。まず、ここに書かれている内容が、八女市民の4人に3人が持っている。12月から保険証の新規発行がなくなるため、マイナ保険証の申込みが増えています。このフレーズを見ると、八女市民の4人に3人が持っており、12月から保険証の新規発行がなくなるので、マイナ保険証を作りなさい。まるで市役所が個人番号カードの作成を強制しているかのように見えるわけです。この点いかがですか。

**○市民課長（松尾真美君）**

今回の内容につきましては、保険証の新規発行がなくなるということで、マイナンバーカードの申請が増えている状況をお知らせしているものですので、カードの作成を強制しているものではありません。

**○5番（古賀邦彦君）**

番号法の趣旨、もう一回見てください。強制してはならないと書いてあるわけですね。不当な差別もあってはならぬわけです。それから考えたときに、今回の取扱いは、私は大きな問題があると思います、表現の仕方。

最近、かかりつけの病院に行きました。待合室で高齢の女性が付添いの方と見えており、マイナンバーカードは作らんとやかと話されておるのが聞こえました。別の知り合いは病院の薬局で、12月からはマイナ保険証じゃないと受け付けませんと言われたということで、どうなっているのかと直接私に問合せがありました。

12月2日から健康保険証が発行されなくなる、この言葉だけが独り歩きして、今の保険証は使えなくなると心配されている市民の方がおられるのではないのでしょうか。ましてや医療機関の窓口でマイナ保険証じゃないと受け付けませんと言われたらどうしたらいいのでしょうか。今、行政がやらなければならないことは、個人番号カードの作成を強制するのではなく、住民の不安解消にこそ力を注ぐべきではありませんか。

担当部長にお尋ねします。久留米市ではそういう市民の不安や医療機関での適切な説明を

求めるため、久留米市長名で医療機関に文書が出されていますが、そのことは御存じでしょうか。

**○健康福祉部長（坂田智子君）**

お答えいたします。

久留米市が出された文書については存じ上げておりません。

**○5番（古賀邦彦君）**

この10月、久留米市では各医療機関に、国民健康保険における健康保険証廃止後の窓口での対応についてお願いと久留米市長名で文書が出されております。（資料を示す）

この内容を見ますと、市民の方から、12月からはマイナ保険証でないと受け付けできないと医療機関で案内されたとの連絡がございました。発行済み健康保険証の有効期限は令和7年7月31日までであり、各医療機関におかれましては、適切な対応に当たっていただきますようお願い申し上げます。こういう文書です。そして、こういうチラシと一緒に添付されております。これが各医療機関に配布されております。

これは松山市が9月24日に作成し、市役所の窓口に置かれた案内チラシです。（資料を示す）これにはこう書かれています。御安心ください。マイナ保険証がなくても保険診療を受けられますと大きく書かれておまして、現在お持ちの保険証は、有効期限の範囲で最長で令和7年12月1日まで使用できます。さらに松山市のホームページには、健康保険証廃止の説明の中で、マイナンバーカードの取得は任意ですとあり、マイナンバーカードは、市民の申請に基づき交付されるものであり、取得は任意ですとホームページにも書かれてあります。この案内のチラシについて、松山市の担当者の方に直接伺いました。そしたら、健康保険証が使えなくなるのかと秋頃から問合せが増えてきたため、市民の不安解消のため、正しい情報を丁寧に伝えようと準備しましたと答えられました。こういうチラシです。松山市のチラシはこういうチラシです。

健康福祉部長にお尋ねします。

12月2日の健康保険証の新規発行廃止を目前にした10月前後に、市民に対し、八女市では12月から保険証の新規発行がなくなるため、マイナ保険証の申込みが増えています。一方、松山市では、御安心ください。マイナ保険証がなくても保険診療は受けられます。この違いは一体何なんでしょうか。大きな制度変更の際、行政として何をやらなければならないのか。それは住民の不安解消にこそ注力するべきではないでしょうか。いかがですか。

**○健康福祉部長（坂田智子君）**

お答えいたします。

12月2日、昨日過ぎましたけれども、従来の保険証の新規発行、また再発行ができなくなり、その後どうなっていくのかにつきましては、国民健康保険、後期高齢者医療とも、今年

8月の保険証更新分の発送の際に案内のチラシを同封し、周知を行っております。併せて随時広報、またホームページによって周知を行っております。

八女市においても、やはり窓口とかお電話でマイナ保険証に対する不安のお声や問合せが若干届いております。その際は、マイナ保険証がなくても医療機関を受診できる旨の説明を丁寧に行っております。

また、高齢者の方々に対応する機会が多い社協の方や各地域包括支援センターへもお尋ねがある場合がございますので、その場合の対応の仕方も通知をしながらお伝えしているところです。そういったことを取り組みながら、市民のマイナ保険証に対する不安解消に努めております。

また、八女市においても医療機関への対応なんですけれども、国民健康保険におきましては、八女筑後医師会、歯科医師会、薬剤師会と行政との会議が定期的に行われますが、その際に、マイナ保険証がなくても医療機関を受診できますという事務の取扱いも丁寧にしていただくように依頼をしておりますし、各医療機関宛てにも再度通知もしております。

後期高齢者医療保険も同様に福岡県後期高齢者医療広域連合により医療機関への取扱いの通知がなされております。市民向け、また医療機関向けにしっかりと丁寧な対応をしながら、今後もしよいよスタートしましたので、こういった対応ができるということを丁寧に伝えていきたいと考えております。

#### ○5番（古賀邦彦君）

いろいろ行政側も努力されているのは分かりますが、やはり一番大事なものは、今何をしなければならぬのか、住民の不安を招かないように極力努力することです。なぜそういう中で、医療機関の窓口でマイナ保険証じゃないと受診できなくなりますよと市民の方が言われるのか。手だてを打っているのであればそういうことはないはず。ホームページも見てみましたが、安心して下さいという内容にぱっと見れんわけですね。小さい文字でいっぱい書いてありましてですね。今、市民の方にきちんと伝えるべく等、やはりしっかり取り組んでもらいたいと思いますし、1人の住民にとって行政からこういった文書が届きますと、これはとても重いものです。やはり執行部には住民に届ける文書には細心の注意を払っていただきたい。番号法という法の趣旨に基づいて正しい情報を正確に市民に伝えること、要らぬ不安や誤解を招くようなことがないように強くお願いしたいと求めています。

2つ目は、民間業者名で個人番号カードを作成していない世帯全てにダイレクトメールを送付していること。その際に、世帯主の住所、氏名のデータを委託業者に渡している点、今回の問題の本質はここにあると思います。

担当課長に再度確認しますが、個人番号カードを作成していない市民のいる世帯、この郵便番号、住所、氏名、このデータ7,818件分ということですが、これを委託業者に渡したと

のことで、そのほかに、その世帯の誰が個人番号を持っていないなどのデータを渡されていますか。いかがでしょうか。

**○市民課長（松尾真美君）**

説明いたします。

今回、委託業者に提供しておりますのは、マイナンバーカード未申請の方がいる世帯の世帯主名、郵便番号、住所の宛名データとなります。周知文書を送付するために必要な宛名データのみ提供しております。その他の項目については提供しておりません。

**○5番（古賀邦彦君）**

マイナンバーカードを作っていない人がいる世帯主の住所、氏名のデータ、これそのものが個人情報です。この個人情報を民間業者へ渡すこと自体が、大きく言えば情報の漏えいではないかと私は思うわけですが、いかがでしょうか。

**○市民課長（松尾真美君）**

説明いたします。

個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託することは個人情報保護委員会のガイドラインでも認められており、契約はガイドラインで定められた事項を明記した上で締結しております。今回の業務委託に係る情報提供は情報漏えいには当たらないものと認識しております。

**○5番（古賀邦彦君）**

令和5年3月16日に改正された八女市個人情報の保護に関する法律施行条例、この第1条、条例の趣旨には次のように規定されております。「この条例は、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るため、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする。」と書いてあります。八女市のどの世帯が個人番号カードを作っている、あるいは作っていないというのも個人のプライバシーそのもの、個人情報そのものです。しかも、それは役所しか分からない情報です。そういう情報の取扱いとして極めて不適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○市民課長（松尾真美君）**

今回の事業につきましては、マイナンバーカードをお持ちでない方がいる世帯の皆様にご事業をお知らせするものです。個人ごとのカードの有無をお知らせするものではありません。

また、高齢の方や障がいのある方など、御家族の皆様の理解が得られるように案内しているもので、不適切であったとは認識しておりません。

**○5番（古賀邦彦君）**

今回、業者へ渡された世帯主のデータ、これはダイレクトメール発送後、どのように処理をされたのでしょうか。

**○市民課長（松尾真美君）**

提供したデータについては、今回の出張申請サポートの周知のための宛名印刷のみに利用されております。宛名印刷後にデータ消去を行っております。

**○5番（古賀邦彦君）**

委託契約の文書もいただきました。ただし、データの消去処理があるからいいというものでしょうか。私はデータを渡すこと自体が問題だと思います。データ処理の消去証明書がありますと言われて、はい、分かりましたと市民は納得するのでしょうか。データは簡単に持ち運びができます。情報提供が情報漏えいにつながる危険性をはらんでいます。日常茶飯事に個人情報流出し続けています。個人情報を所管する政府機関である個人情報保護委員会、本年6月11日、昨年度民間事業者による個人情報の漏えいや紛失はおよそ1万2,000件と、調査開始以降最も多くなったと報告をしております。こういう個人の情報がずさんに扱われる部分があると。そういう状況の中で、個人情報の管理は万全ですと言われても、にわかには信じがたいというのが本当のところではないでしょうか。これらのことから考えれば、民間業者へ個人情報を渡さないことが情報漏えいを防ぐ最善策ではないかと思えます。

今回の件は、個人情報の適正な取扱いに関するルールを定めた八女市個人情報の保護に関する法律施行条例との関係も出てくる問題だと考えます。仮に今回の取扱いを受けた市民から、八女市個人情報の保護に関する法律施行条例の関係から問題はないのかと問われてもおかしくありません。

担当部長にお尋ねします。これら一連の今回の取扱いについてどう思われますでしょうか。

**○市民部長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

本件の取扱いについては、国のガイドライン及び八女市個人情報の保護に関する法律施行条例に従いまして適切に処理されたものと認識しております。

また、これまでも個人情報の取扱いについては、担当する職員、または委託する場合には受託者等について適切な指導を行ってきておりますし、今後もそのとおりにやらせていただきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

**○5番（古賀邦彦君）**

今回の件で、今回の個人番号カード受付業務の在り方について、筑後地区や福岡県内の調査を行いました。個人番号カード受付業務はどの自治体でも行われております。出張申請受付も各公民館、公共施設、民間商業施設を利用して職員が出向いて行われております。また久留米市では、依頼があれば老人ホームやクリニックに職員が出向いて対応されております。

ただし、八女市のように、個人番号カード申請に民間業者が入っている自治体は、県内で

は八女市のほかに福岡市、春日市、直方市、久留米市の4自治体だけでした。この4自治体に民間業者への具体的な委託内容を聞きました。久留米市はコールセンター業務を委託しています。春日市は期日指定の公民館での受付業務を委託し、ただし、本人確認やトラブル防止のために職員が同行している。つまり、八女市と同様に民間業者が各家庭に出向き申請受付を行っている自治体は福岡市と直方市の2自治体のみでした。

福岡市と直方市の担当者に、今回、八女市が行った個人番号カードを作成していない世帯にダイレクトメールを送付したかどうかを尋ねました。2つの自治体ともに送付していないということでした。なぜ送付していないのかと尋ねますと、この御時世、申請についてこちらから勧奨するものではない。広い周知のみを行い、あとは市民の判断、申請は本人の意思に基づくもの、お勧めする形までとのことでした。至極当然の対応だと考えます。これが真っ当な行政としての対応というものではありませんか。

副市長にお尋ねします。自治体の業務は法に基づき行われています。今回の対応は、番号法の趣旨に照らしても問題がありました。どうでしょうか。

#### ○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

今回の皆さん方への通知については、ほかの行政サービスと同じように、例えば、特定健康診断とか予防接種とか、プッシュアウト方式のところで対象の皆さん方にすべからずお知らせする努力をした部分の一つだと考えております。それについては、先ほどから部長が答弁しておるように、法、条例等にのっとり、その範囲内を超さないように、適切な範囲の中でお知らせしているものと判断しております。

今回の通知の中では八女市の現状をお伝えするもので、決して番号法の強制を促すものでもなくて、プッシュアウト方式の行政サービスの一つと捉えて、適切に運営しているものと判断しております。

#### ○5番（古賀邦彦君）

そうは言われますけど、このダイレクトメールを見ると私はそうは感じません。八女市民の4人に3人が持っている。12月から保険証の新規発行がなくなるため、マイナ保険証の申込みが増えている。こう言われたときに市民がどう受け止めるかです。内容的に、そこに細心の注意を払ってほしい。行政側の都合だけでなく、市民の立場を理解して、市民に寄り添って事に当たっていただきたい。

今回の件で市役所への直接の苦情は数件だったと伺いましたが、今回の取扱いに不信を抱いた市民は少なくないと思います。新しい市長となり、市民と行政が手を結んで新しいまちづくりをさあ進めようというこのときに、こういうことが起きると行政への不信を招き、問題はそれにとどまらなくなります。

番号法の趣旨に基づき、個人番号カードを持つことも、持たないことも、それは個人の判断によるものであり、市民には個人番号カードを持つ権利、持たない権利があります。今後、運転免許証とのひもづけとか、いろんなことが言われております。一たび情報が漏えいしたら大変な事態になる。どんどんそういう条件が広がっているとも私は考えます。今回の取扱いを十分再度考えていただいて、市民の個人情報の保護に万全を期していただくよう、そして、その知らせる内容については、市民に寄り添って、行政の立場ではなく、しっかり正しい情報をきちんと伝えるような努力を行政側にお願いしたいと思います。

この件はちょっと終わらせていただきます。

それから、小中学校の教室環境のことについて入らせていただきます。

まず、夏季期間の教室温度の状況についてお尋ねをしました。この問題は今年の9月議会、12月議会でも取り上げたものです。

近年の夏場の気温が観測史上最高と言われる異常な高温であるために、小中学校校舎の特に最上階の教室は、たとえ冷房は入っていても暑過ぎるのではないかと。暑過ぎて大変と、全国的な問題となっております。八女市でも同様なことが推察をされます。

このため、私は熱中症対策として、断熱材や窓への遮熱板の設置を要請しました。その際、執行部からは、今後、学校の統合等に伴う増改築等に合わせて検討するという回答でした。

まずは現状把握が必要だということで、最上階教室の室温のチェックをお願いいたしました。調査に御協力いただいた先生方には大変お世話をおかけしました。

今回の計測方法について、担当課長より御説明をお願いします。

#### ○学校教育課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

今回、最上階の気温が非常に高いんじゃないかということの御指摘でございましたので、最も学校の気温が高くなるであろうという時期を選びまして、夏休み明けの8月26日、もしくは27日に学校の教室の温度を測ってくれということで学校に依頼しています。計測の時間につきましては、晴れの日気温が一番高いと思われる11時から14時までの間に測っていただきたいということ。それから、計測の場所につきましては、1階の普通教室、それから最上階の普通教室、2階、もしくは3階になりますが、その2か所で測っていただきたいと。また、エアコンのない場所でも測っていただきたいという思いで、廊下での計測も依頼しました。それから、教室の温度を測る際については、教室の後方で床面から150センチ程度の位置で、子どもの目線で測っていただきたいということでお願いをしたところでございます。

以上です。

#### ○5番（古賀邦彦君）

この調査結果を見ますと、13校のうち、最上階の教室で29度以上が9校、30度以上が7校

あります。1階の教室でも29度以上が4校あります。やっぱり測ってみて改めて驚きました。

文科省は2018年度より学校環境衛生基準というのを改正しまして、教室の室温について望ましい室温は17度以上28度以下と基準を変更いたしております。子どもの健康の保護、快適に学習できる環境づくりのためということです。

教育長にお尋ねします。今回の調査結果は、この学校環境衛生基準に照らしても、八女市内の小中学校校舎最上階の教室、ほとんどでその基準をオーバーしていることが明らかになりました。この状況は放置できないのではないのでしょうか。

ましてや、学校の統合等に伴う増改築等に合わせて検討するなど悠長なことを言っている場合ではないと思いますけれども、今後どういう対応をなさるのか、お答えをお願いいたします。

### ○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃるように、法的な努力義務として、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準、これは室温が18度以上、これは令和4年度にまた改正がされておまして、18度になっております。18度以上28度以下が望ましいとなっております。

比べて、先ほどのデータを見てみても、議員おっしゃるように、最上階のみならず、1階でもこの基準を上回っている学校、教室があるということは深刻な状態だろうと私も思っております。

子どもたちが健康で快適に学習に取り組むということはまず考えなくちゃいけない重要なことですので、これにつきましては対策をしていかなければならないと思っておりますし、その対策につきましては、まず1つはエアコンですよね。エアコン自体、八女市は他自治体に比べまして早めにこの空調設備は取り入れました。平成25年に設置しているんですけども、設置から10年等たちますので、この更新を令和9年を目途に全て入れ替えていくと。一度にはなかなか難しいと思いますけれども、更新をしていく予定にしております。

もう一つは、平成25年当時、これを導入しましたときに、省エネとか、あるいは電気料の基本料金抑制のためにデマンドコントローラーシステムというのを導入しております。室温がある程度になったときには抑制するというシステムを入れておまして、ですので、なかなか室温が下がらないということもありましたので、その都度その都度、各学校のデマンドの設定基準、これを変えております。学校の要望等も考えながらですね。ですので、もう一度各学校の現状をよく鑑みながら、そのデマンドの設定値、これも変えながら対応していきたいなと思っております。

また今度、この冬も18度以下にならないように、早急にこういったことについては取り組んでいかななくちゃいけないと考えているところです。

**○5番（古賀邦彦君）**

今回は小学校のデータということで、中学校のデータもどうなっているのかということもちょっと気になるところです。特に中学校は体格も子どもたちも大きくなっていますし、さきの議会で取り上げたように、中には中学校の一教室が41人、42人の机が並ぶといった状況で、手狭にもなっておりますので、どういった影響があるのかなというのをちょっと心配しているところです。

来年の夏に向けて何らかの手だてを打たなければ、施設の大きな器具の買換えは相当な経費がかかるとはいえ、それも前倒しをお願いしたいし、取りあえずこのデータを基に、来年の夏どうするのかということについては担当課長いかがでしょうか。

**○学校教育課長（栗山哲也君）**

御説明いたします。

先ほど教育長からもおっしゃいましたけれども、デマンドコントローラーを取り入れておりますので、今回の調査以降にデマンドコントローラーの最大出力、これを変えたところがございます。学校のほうに問合せしまして、そういう制御がかかっているんだったら解除しますよということで、実際に福島小学校と三河小学校についてはそういった措置を既に行っています。来年の夏の状況を見たいと。

それから、そういった状況の中で、温度が下がらないとか、そういった申出があれば、緊急的にできるのは遮光カーテンとか、そういったことの措置もできるのかなということで考えていますので、学校と連携して対応していきたいということで考えております。

以上です。

**○5番（古賀邦彦君）**

一般社会でも職場の室温の目安、基準というのが28度というのは言われていますね。今度の検査結果を見て、31度となりますと、相当これは大変な状況。この中で子どもたちに一生懸命勉強を頑張れよと言っても、これはその状況はちょっと無理だと思いますね。

だから、これは先ほど言われたようなデマンドコントローラーの出力の解除、遮光カーテン、それから、器具の買換えを前倒しする、そういったこともできるだけのことをしっかり委員会をお願いしたいと。28度を超えるような状態で子どもたちに、その環境はやはり基準から照らしてみても駄目だと思いますので。

もう一つお願いしたいのは、この真冬の室温のチェックも、この際、中学校も含めて、担当課長お願いできないでしょうか。

**○学校教育課長（栗山哲也君）**

御説明いたします。

先ほど教育長のほうから18度以上という望ましい温度というのをお示しいただきましたの

で、各学校の冬場の気温の状態も確認したいと思っております。

以上です。

**○5番（古賀邦彦君）**

ぜひともよろしくお願ひいたします。

将来の八女を担っていく子どもたちに、安心して快適に勉強できる教育環境を備えていくことは私たちの責任であります。しっかり対応していただくことを重ねてお願ひし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（橋本正敏君）**

5番古賀邦彦議員の質問を終わります。

13時25分まで休憩します。

午後0時26分 休憩

午後1時25分 再開

**○議長（橋本正敏君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

6番久間寿紀議員の質問を許します。

**○6番（久間寿紀君）**

皆さんこんにちは。6番久間寿紀でございます。本日は大変お忙しい中、傍聴に来ていただいた皆様、また、ネット中継を御覧の皆様、本当にありがとうございます。よろしくお願ひします。

本日は、私は2点、上陽支所の新築問題についてと、光ケーブルについて質問させていただきたいと思ひます。私の質問はいつもきちっと1時間前には終わりますので、昼食を食べて大変皆さんが眠い時間だとは思ひますけれども、眠い方は眠っていただきまして、聞いていただきたいと思ひます。大変滑舌が悪うございますので、AIが久間さんの言葉を感知できないと言われておりますので、質問のほうは想像して聞いていただいて、市長はじめ執行部の方々は、市民の皆様によく分かるように、ゆっくり説明をしていただきたいと思ひます。

それでは、あとは質問席にて質問させていただきます。

**○市長（簗原悠太郎君）**

皆様、午後の一般質問もよろしくお願ひいたします。

6番久間寿紀議員の一般質問にお答えいたします。

まず1つ目の上陽支所について、新築移転の計画はあるのかというお尋ねでございます。

上陽支所は昭和35年に建設されており、老朽化などが課題であると認識しております。特に、支所は防災拠点としての役割もあるため、耐震対策につきましては早急な対応を行っていきたい考えであります。

支所建物の在り方については、八女市公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、様々な角度から検討を進めてまいります。

支所機能の強化、充実に対する考えはというお尋ねでございますが、各支所では、証明発行や諸手続などの窓口業務、まちづくりの推進や道路・河川の維持、補修などを行っており、災害発生時には避難所としても利用しております。

今後も地域の一体的振興、市民サービスの均一化が図られ、住民の利便性が確保できるよう、広大な市域を擁する八女市として、各支所には、各地域における拠点としての機能を備えておく必要があると考えております。

行政機能につきましては、常に時代状況に即した、効率的で機能的な組織であることが求められており、今後とも本市に最適な行政組織となるよう、随時検討を図ってまいります。

続いて2つ目の、八女市の光ファイバーケーブルについてお答えいたします。

まず、八女市の普及状況はというお尋ねでございますが、情報通信環境の整備につきましては、第5次八女市総合計画の主要課題の一つとして掲げており、情報通信格差是正の手段として、平成22年度から光ファイバー通信網整備事業を進めております。

現在の普及状況としましては、本年3月末現在で、対象地域における世帯当たり整備率が約43%、光インターネットサービスの加入件数が3,751件でございます。

今後も情報通信技術を活用した住民生活の質の向上を図り、通信環境の改善に努めてまいります。

また、災害時等の対応についてお尋ねいただきました。災害発生時の対応につきましては、市民の生命、生活及び地域の経済活動を守るため、関係機関と連携し、通信の早期復旧に向けて迅速な対応に努めております。

以上です。

#### ○6番（久間寿紀君）

さきの6月議会において、上陽支所庁舎の改築について質問をさせていただいたところでございますけれども、改めて新築の考えをお伺いしたいと思います。

上陽支所庁舎は昭和35年に建築された建物でございますが、ちょうど私と同じ年で、今年64年になると思います。老朽化が進み、耐震不足もあり、駐車場がもう十二、三台分しかないということで、多くの問題があるところでございます。

公共施設等総合管理計画では、老朽化が進行している上陽支所、星野支所については、各地域ごとに、公民館等の近隣施設との集約化を含め対策を検討すると記載されております。

6月に質問した後で何か検討されたものか、それとも何もなかったものかということ、まず上陽支所長にお伺いしたいと思います。

#### ○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

今年の3月以降、上陽支所周辺の各機関へ個別に現状説明を行っておりまして、6月議会の後、7月下旬に集まっておきまして、上陽支所において1回目の意見交換会を開催しております。

上陽支所は、庁舎建設後64年が経過し老朽化が進んでいることや、本館東側に一部耐震不足があること、駐車場が狭いことに加えまして、近くにあります上陽公民館も52年近く経過しております、同じく老朽化が進んでいることを説明いたしまして、近隣の各機関と今後どのような連携が考えられるかについて、事務レベルではございますが、率直な意見をいただいたところでございます。

なお、現在の上陽支所庁舎は既に耐震診断を行っておりますので、早急に耐震工事の実実施設計を行いたいということで考えております。今後も、現庁舎の耐震化に向けた取組と並行し、状況を見極めながら、必要に応じた協議を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○6番（久間寿紀君）

7月に上陽支所において1回目の意見交換会を行ったという回答でございましたけれども、そのときは私も参加させていただいてお話を伺ったところでございます。その後、農協、郵便局などと支所長会議なり、伺って話なりをされたんでしょうか、お伺いします。

#### ○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

7月下旬に1回集まっておきまして開催をしておりましたが、その後につきましては、市役所内部の調整もございまして、個別での協議というのは行っておりません。

以上でございます。

#### ○6番（久間寿紀君）

7月に行われてもう5か月ぐらいになるんですけども、私、別に農協の支所長と、郵便局長とも、どういうふうな感じなのかなということで話をしたところですけども、農協のほうも大変老朽化が進んでおりまして、ちょうど建て替えの時期に来ているということで話は進んでいるらしいです。

郵便局のほうも、もし庁舎内に一部屋でも貸していただければぜひ入りたい、郵便局の上の本社というか何か知らんけど、そちらのほうにも話をさせていただいたら、そういう話があるなら乗れということで指示を受けましたということで伺っております。

私が心配しているのは、もちろん建て替えも大事なことですけれども、避難所としての機能、ましてや駐車場がない。それと、上陽地区においては人口がどんどん減少しております、なるべく1か所に、今のような支所ではなくて、小さい支所がいいと思うとですよ。公

民館を真ん中に据えて、大会議室とか炊事場とか、避難所として活用できるような施設、その近くに農協、郵便局があれば、特に高齢者が多うございますので、その方々が、ふる里タクシーなどを利用して来られたら、歩いてでも貯金を下ろしたり、入れたり、農協に相談したり、支所に相談したりというのができるんじゃないかなと思って、6月議会のときも話をさせていただいたところでございます。

市としまして、やっと本庁舎ができたばかりで、また、消防署の建築も進んでいるみたいでございまして、財源的には苦しいということは重々分かっておりますけれども、担当課長の意見をお聞きしたいと思います。

#### ○財政課長（鷓木英希君）

お答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、本年度、新庁舎のほうもできたばかりでございますし、現在消防署のほうの建て替えも着手しているところでございます。

八女市内には388施設の公共施設があつて、保有する施設の6割以上が建築後30年を迎えた建物がたくさんあります。それらの建物を長寿命化し、修理とか機器の交換などをしていくためには、かなりの財政的な負担が伴ってまいります。

そのような中で、公共施設等総合管理計画に基づき、本年度立花支所において公民館等の周辺の公共施設の集約化を実施してきたところでございます。これらの事案をモデルとして、他の公共施設の集約化を進め、公共施設の削減に努めていきたいと考えているところでございます。

今後も支所を含めた公共施設の集約化に対応するための財源確保に向け、国、県及び民間のいろんな事業を研究しながら調査、また検討のほうを進めてまいりたいと思います。

#### ○6番（久間寿紀君）

財政的には厳しいということは、私も重々分かっているところでございます。私は昨年5月に議員になりまして、市長はまだなられて2週間ちょっとではございますけれども、なつてすぐの2か月後、ちょうど2か月になるときに上陽町は豪雨災害に襲われまして、甚大な被害を受けたところでございます。私もなつてすぐで、一体どういう対応をしていいのか分からず、先輩議員とか、またほかのたくさんの方々のお力を得て、こう動けということで、支所の職員、第二整備室、みんな来ていただいて、いろいろ対策を練っていただき、今、復興に向けて着実に進んでいるところでございます。

10月の初めですけど、同僚議員と1月に地震が起こった能登に、水害が起こつて2日後ぐらいの直後だったんですけど、予定していたので、視察をさせていただきました。そして、その現状と、そのときの惨状を見て、またそこで地域の方々の、支所とか県とか、国の対応の遅れとか、避難所があるけどそこまでの道が何もないので、物資は全然届かないとか、

地域の方々のいろんな声を聞かせていただきました。

改めて、支所機能、また私たち議員はもちろんでございますけれども、避難所の大切さ、それから、それまでの動きをいかに準備しておくことが大事かということを感じたところでございます。

午前中にもありましたけれども、昨今、災害がどこであるか分からないと。南海トラフも近うございますし、私が住む朧大橋の近くは水縄活断層もございますので、今までの質問のときにも言いましたけれども、地震、台風、水害、何が起こるか分かりません。先ほども言いましたように、人口も減っておりますので、検討するじゃなくて早急に、私はいつも質問のときに言っておりますけれども、先々じゃなくて、明日から検討していただきたいと、計画を立てていただきたいと言ってきたところでございます。

昨年から、議会で私もいろいろ主張させていただきましたけれども、現実、副市長はずっと聞いておられますので、まずは副市長の考えをお聞きしたいと思えます。

#### ○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

先ほど市長答弁にありましたように、支所というのはその地域の旧市町村単位の拠点であり、また、防災面においても避難所として指定していくなど、重要な位置づけにあると認識しております。そういう中で、上陽支所も60年以上たって、厳しくなっているというのは十分認識しております。

そういう中で、周辺地域の公共施設の古くなっているのも現実にありますので、それをどうやって集約していくか。それと、久間議員おっしゃいますように、周りの公共的施設、それとの協力体制をどうもっていくのか、複合でしていくのか、近隣にあればいいのかというのは、また併せて協議していかないかと思っております。

久間議員おっしゃいますように、スピード感が大事だと私たちも思っております。まずは市の公共施設の在り方を見ながら、それにどう周りの公共的施設と一緒に連動していけるのかというのは、それぞれの団体のところの計画との兼ね合いもございますし、まずは自分たち市の施設自体を早急に考えていく必要があると考えております。

#### ○6番（久間寿紀君）

ありがとうございました。

新しい市長はまだ34歳でございますけれども、八女市の人口ということで調べてみたところ、旧八女が3万7,876人、多い順に黒木が8,700人、立花が7,790人、そして上陽の2,395人、星野が2,035人、矢部が851人となっております。

これは年代別に上陽の分ですけど調べてみたんですが、ゼロ歳から9歳までが96人、10代が176人、20代が205人、30代が160人、40代が211人、50代が267人、ここまでが1,115人

です。私たち60代の年代が390人、70代が465人、90代が109人、100歳以上が3名ということで、ここのメンバーが1,280人でございます。

市長は当然御存じだと思いますけれども、さきの選挙で、私が住む仏尾というところに来られたことはあると思います。山の中で、このとき選挙活動で一生懸命頑張っていたのは、多分私の年代から、おじいちゃんおばあちゃん、70代、80代の方がみんな歩いて、若い市長を応援してくれということで、1回のみならず2回、3回と回られて、本当によく頑張られた上での当選だったと思います。私が何を言いたいかというのは、60代以上が1,280人ということは、約半分以上はもう全て高齢者ということです。

その中で、さっき言いましたように庁舎に車で乗りつけて、もちろんふる里タクシーもありますけれども、そこから今度は農協に行く、郵便局に行くとは全部遠いわけですよ。だから少なくとも、さっきも言いましたように、少しでも近くにそういう形で造れたらと。毎回言いますが、近いうちじゃなしに、検討しますじゃなくて、早急にこの計画だけは立てていただいて、やっていただかなければ、まだ市長は34歳ですので、10期されてもまだ74歳ということですが、当然、私より上の方はいないと思いますので、残る方も1,115人はいらっしやいますけれども、そこから出ていく方とかもいれば、当然1,000人は切っているんじゃないかなという考えであります。

そうなったときに、もう支所は要らないんじゃないかと。でも市長は、支所機能は必ず残していくということで、教育長も学校は各旧町村に残していくという考えだったので、ぜひとも早めに計画を立てていただいて、もうここ10年、20年じゃなくて、もう1年、2年、3年先に、どうか計画を立てていただけないだろうかと思っているところでございますけれども、新市長どうお考えでしょうか。

#### ○市長（箕原悠太郎君）

お答えいたします。

今、せっかく選挙のときのことに言及いただきましたので、私もそこから少しお話をさせていただきますと、この上陽に限らず、各地を回らせていただいている中で、私は今回、34歳という若い年齢で、当然若い方にも応援いただいたというのは感じつつも、一方で、むしろ高齢の方ほど、やっぱり今の状況に危機感を抱かれている、このままでは生活が立ち行かなくなるので、変えてもらいたいと、そういう期待を背負わせていただいたというのは私自身も強く感じているところでございます。

どういうふうに変えていくかというところで、山間部の方、いろんな事務手続きだったり、日々の生活の中で、やはり中心部に、上陽の場合は例えば上横山、下横山、山間部から北川内に下りたときに、やはり北川内の1か所でいろんな生活の準備だったり、いろんな手続きが完了するというのは非常に大事なことだと思っております。

そういった中で、ちょうど昨日も議論に上がりました立花の光友地区のほうで、集約化が今先行して進んでいる、そういった事例もしっかり参考にしながら、この上陽地区を今後どういうふうに、そういった行政機能を集約化していくのかというところは、この瞬間に、来年、再来年までというスケジュール感は、いろんな要素を踏まえてのお話になりますので、明示的に述べることはできませんが、それは当然早くやっていく。これはどういう行政事業にしても、やはりスピード感というのは何よりも付加価値だと思いますので、そこは急いでやっていくというところは改めてお伝えしたいと思います。

具体的に、じゃ移転・新築をするのか、支所機能をどうするのかというところについては、今後、支所にどういう機能を求めていくのかというところをまず考えないといけないと考えております。

当然、今までどおりの機能を持ち続けることも大事ですが、ここで私が一つ公約として掲げておるのが、例えば、スマホ一つで完結する行政サービス、そもそも山間部の方は支所まで行かなくても、スマホでできることは自宅にしながらできることはできるようにする、そういったデジタル技術の活用で、そもそも山間部の方が中心部に下りなくてもいいということも一つ追求できるのかなと思っております。

もちろん、高齢者の方はなかなかデジタル、デジタルといっても、どうしても身近じゃない、スマートフォンもまだまだ使えない方も多い中で、当然そういった方のために行政サービス、従来どおりの高齢者の方も使いやすいサービスを提供することも大事ですが、30年後、50年後を見据えて、恐らく30年後は70代、80代のおばあちゃん、おじいちゃんもほとんどの方がスマートフォンを使われているような時代になっていると思いますので、そういった将来を見据えた中・長期的な支所の在り方というのを、まずはしっかり地元の方と一緒に議論しながら考えた上で、改めて今後の支所の在り方というのを、支所の建物も含めた在り方というのは考えていきたいと思っております。

以上です。

## ○6番（久間寿紀君）

確かに将来を見据えて当然やっていただかなければならないことだと思いますけれども、この問題は、私も同僚議員と話しておりますけれども、上陽、星野、矢部と、続々と続いている問題でございますので、早め早めにしていかんと、もう後ろのほうは何年先になるか分からん、どっちか順番は分かりませんが、後に回ったところはもう本当に遅くなってしまおうという現状でございますので、早め早めの検討、早め早めの実行をよろしく願いたします。

私、先ほども言いましたけれども、平成24年の災害、それから昨年の災害、平成24年災害のときは消防団の役員をしよった頃でしたけれども、そんなことも経験した中で、昨年、議

員にさせていただきまして、上陽支所内で昨年の水害から、いろんなことで私も腹立ったこともあるし、やかまし言うたこともあります。特にまた、今度は上陽まつりとか、仏尾のわらべ館の問題とか、いろんな問題がありまして、支所ともちょっと衝突したりもしたわけなんですけれども、現在の支所機能の充実を図るという公約も市長の中にはありましたので、支所で行える権限というのをちょっとお伺いしたいと思います。課長よろしくをお願いします。

#### ○人事課長（古村和弘君）

現在の支所の機能として、支所長及び支所次長の権限という観点から、ちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

支所長、課長級になりますけれども、その権限、業務といたしましては、まず支所職員の勤務や健康状態の管理がございます。これは所属する職員が安全に安心して働くことができるように職場環境を整える役割があると考えております。

次に、支所機能における指定管理団体との調整や、地域振興としてのまちづくり、各種団体との調整、地元住民からの要望の取りまとめや、福岡県などへの取次ぎなど、外的な業務もあると思います。

それから、財務会計の権限といたしましては1件5,000千円以上、10,000千円未満の収入、支出を認める権限がございます。あと、加えて、支所に配属された職員について、職員の適性やこれまでの職務経験などを見ながら、どこの係に配属するかを決定する権限を持っているということがございます。

支所長についての権限、業務については以上ということになります。

次に、支所次長、課長補佐級ということになりますけれども、その権限、業務につきましては、まず初めに支所長の業務に関する補佐的な役割、また、働きやすい職場環境をつくっていくために係長と綿密な連携を取るなど、次長としての役割があると考えております。次に、分掌事務における決裁権者としての権限や、支所に配置している備品についての管理や処分についての権限、あと財務関係につきましては、1件5,000千円未満の収入、支出を認める権限がございます。

以上につきまして支所次長の主な権限、業務ということでございますけれども、主に支所の内的な業務が中心ということになると思います。

なお、支所次長の権限につきましては、本庁や支所の課長補佐級には持っていない、以上のような権限があるということでございます。

以上でございます。

#### ○6番（久間寿紀君）

ただいま説明していただきましたが、この権限がどういう状況なのか、なかなか分かりづらい表現で、分からなかったんですけれども、私は何回も言いますけど、昨年7月に水害を

経験いたしまして、その中で住民の方々からいろんな意見がありました。水源がやられたので、水をどうにかせんといかんと。どげんかならんかという話で、その足で支所のほうにも通いまして、いろんなことを話したんですけども、本庁にお伺いをせなできんと。いやいや、もう今日から飲む水も、風呂に入る水もないとばいと言うても、なかなかそこら辺のところ、何かから何まで本庁にお伺いをということで、祭りとか、さっき言ったふるさとわらべ館の問題もそうですけれども、なかなか支所だけで決めるということができないように感じたわけでございます。

そういう意味からすれば、支所の権限というのは大変狭くて、また迅速性に欠けるのではないかなという感じがします。一般市民から見たらとんでもない時間がかかる、何でそげんかかるとねという話なんですけれども、そこら辺のところはどうお考えでしょうか。

**○人事課長（古村和弘君）**

御説明いたします。

今言われたような災害に対する対応については、緊急に対応することがまずは基本だと人事課としては考えております。そういった上で、通常の事業実施までどのような感じで事業が流れていくかということをちょっと御説明させていただきたいと思います。

事業を実施するに当たりましては、当初の予算において、予算が確保できている部分については、新年度になったらすぐに各支所に予算を配当することから、各支所で迅速に事業の実施ができるような体制はあると考えております。

また、予算措置がなされていない突発的な事業の部分につきましては、本庁の所管課と支所との協議が必要となることから、事業が実施されるまでの計画の立案、予算の確保など、どうしても時間がかかる部分があると考えております。

なお、予算要求を行う権限につきましては、本庁の主管課のみの権限となっておりますので、必要な予算については、支所と本庁が協議の上に、本庁の主管課が予算を要求するという仕組みに現在はなっているところでございます。

以上でございます。

**○6番（久間寿紀君）**

流れは大体分かったんですけども、私を感じたところでは大変遅い。それから、何をすにも上の指示に従って動くということで、これは人間的な問題もあるかもしれませんが、支所への人員配置の問題とか、予算面についての強化・充実という考えは市長も持っていていらっしゃると思いますので、具体的にどのような部分において支所の機能の強化・充実を図っていかれる考えがあるのかということをちょっとお伺いします。

**○市長（簗原悠太郎君）**

お答えいたします。

この支所機能の充実については、私も公約の中でもすべきだと掲げておりました、実際に私も市長就任前ですが、市民の皆様とお話する中で、これは上陽支所に限った話ではありませんが、何か手続に行っても、まさに今おっしゃったようにどうしても時間がかかる、また、本庁に聞いてくれ、行ってくれと言われることが多いという、そういう声は確かに多いと私自身感じております。

そういった中で、分かりやすい機能の強化という、人員・予算を多く配分するというところがありますが、ここはどうしてもこの本庁自体も人員が足りていない、職員一人一人に寄ってしまう業務の量も今多くなってしまっていると。予算全体も今限られていると認識しております。

そういった中で、すぐにこの支所の予算・人員を拡大するというところは、今すぐにはできるところではありませんが、一方で、すぐにスピード感を持ってできることとして、まさに裁量を大きくする、支所長をはじめとして職員が本庁にお伺いを立てなくても、物事の決断ができるですとか、また、その支所内での予算も個別に細かく本庁のほうで決めるのではなくて、例えば、一定の予算を渡した上でその使い道は支所が決める、今時点でそういったある程度の裁量は与えられていると認識しておりますが、その裁量権を拡大するというのは追加の予算ですとか、人員がなくてもできることですので、今実際にそういった裁量権、実際、支所の職員がその裁量の狭さによって不自由な思いをしているのか、どの程度拡大すればより支所の機能強化ができるのかというところは、支所の職員ともしっかりコミュニケーションを取りながら、こちらはスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

#### ○6番（久間寿紀君）

このことは、市長も言われましたように、上陽町のみならず、星野や矢部、ほかの支所でも言われていることですので、これも性急に検討していただいて、また、言われておりますように、人員配置や予算についても、強力に早く進めていただいて、支所機能を高めるといって頑張ってくださいと思います。

次に、光ファイバーケーブルについてということで、八女市の普及状況と災害時の対応ということで質問させていただいておりますけれども、現在の普及状況と今後の方針について課長にお伺いしたいと思います。

#### ○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

光ファイバーのケーブルの整備でございますけれども、これは合併当時に情報通信サービスの地域間格差がございましたので、その格差を是正する目的で、市が整備した設備を民間事業者に貸与する形で、地域住民の皆様にご提供させていただき

ているところでございます。

既に本工事は終了いたしております、現在は必要に応じまして保守点検、それから修繕、引込み工事を行っております。

普及状況につきましては、引込み工事につきましては累計4,163件、整備率は先ほど市長答弁ございましたとおり約43%でございます。これは順調に進みますと、令和9年度に我々が目標としております整備率50%に達するんじゃないかならうかという見込みでございます。

以上でございます。

#### ○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

今の整備率の目標は50%ということでございますけれども、加入件数のほうはどうなっているのかということですね。市による機能対象エリアで、旧地域には特に人口減少しているところが、旧八女郡のほうの加入は増えているのかということをお伺いします。

#### ○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

サービスの開始年度の平成23年度に、このインターネットの加入件数が2,270件でございました。令和5年度末段階では3,751件となっております。これは八女市内全ての件数となっております。

サービスが開始いたしまして、12年間で1,481件増加している状況でございます。毎年100件前後の加入がございまして、これまでは平成27年度の加入が一番多く200件ほどでございました。その後は、やはり人口減少と空き家が増えてきた等々の理由によりまして、減少傾向となってきております。

また、要因といたしまして、携帯電話のエリアが拡大したこと、それからスマートフォンの機能が向上いたしまして、ポケットWi-Fiといえますか、そういった携帯の通信手段が拡大したことによりまして、家庭にインターネットを引かなくてもある程度のネット環境が整ったということで、若干減ってきておるところでございます。

ただ一方で、令和2年度から発生しておりますコロナ感染の中で、再度加入が増加傾向となっております。やはりコロナ禍で、職場に行かずに自宅のネット環境の中でテレワークとか、ネット関係での会議をそこで済まされる家庭も増えたというような状況で増加傾向になったというところでもございます。

今の八女東部人口、それから、世帯が減ってきているのも、しかしながら増えつつあるというのは、やはり高速通信の大容量のネット環境を必要とされる方が増えてきたんじゃないかならうかと思っております。

以上でございます。

## ○6番（久間寿紀君）

ありがとうございました。

私が何で光ファイバーについて今日聞くのかということで、不思議な方もいらっしゃるかもしれませんが、私何も知らなくて、こういうのがどういう形で普及していただいているのかということもよく分からなかったわけですが、定住対策課並びに職員の皆様の努力下、もともと旧八女市はN T Tが設置していただいていたらしいんですけど、旧八女郡のほうはなかったの、これは市の持ち物として設置促進をしていただいたと。主要な集落にはもう全部終わって、あとは加入される方がいれば、それから引き出せるという環境にはなっているらしいです。

ここずっと、私も去年から議会に参加させていただいていますけれども、企業誘致とか、特に東部のほうにも誘致してほしいとかいう話がありますけれども、やっぱり今ネットのつながりがある場所でなければなかなか、大規模な企業じゃなしに、小規模でもいいけん、山の中でもできるような仕事場があればという話もありますし、また、空き家を利用したサテライトオフィスみたいなのも、誘致のほうも進めていかないかんということで、そんな中では、こういう光ケーブルの整備がちゃんとやってあるところであればいけないということですので、改めてこういうことをちゃんとやっているんだなということを知りたいと思って、ちょっと質問させていただいたところがございます。

ところが、近年災害が多発しておりまして、光ファイバーが被害を受けた場合、どのように対応されるかということがちょっと疑問でございます。さっき言いましたように、八女東部のほうは市の持ち物になっておりますので、そこを切断したとか、交通事故で切れたとか、または火事で焼けたとか、引っかかって切れたとか、いろんな場合があると思いますけれども、そのときの対応は、東部のほうは市の持ち物だから市のほうで対応してくださいということらしいですけれども、どうなっているんでしょうか。課長お願いします。

## ○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

先ほどの質問の折に、八女東部のほうの加入件数は何件かというお尋ねもありましたので、そちらのほうから先にお答えいたします。

市長答弁がありましており、インターネットの件数、我々の整備した件数の累計が3,751件ということで、この数字が八女東部の数値ということで御理解いただければと思っております。

災害時の対応でございます。自然災害、それから事故等による通信設備に何らかの被害が発生した場合には、要領といたしましては、連絡を受けた時点で、まずは事業者との情報共有をさせていただいております。といいましても、N T Tの関連会社と我々は年

間契約をいたしておりまして、災害があった場合の事務対応マニュアルを作成いたしております。なかなか情報というのは間をあけることができません。ということで、災害があった場合、必ず迅速な対応を心がけるようにいたしておるところでございます。

仮に大規模災害が起きた場合には、仮復旧という形で、周辺の方々の土地をお借りして、そこに仮の支柱を立てさせていただきながら、迅速に仮復旧を、臨機応変な対応をさせていただいているところでございます。

自然災害以外で、第三者行為による被災につきましては、相手側に過失相当が認められた場合につきましては、原状復旧に要する費用を御負担していただくように御相談させていただいているところでございます。

議員先ほどおっしゃったとおり、昨年も7月、上陽町を中心とした災害がございました。私も八女東部のほうに行かせていただいておりますけれども、やはりなかなか中山間地の市道、奥まったところは倒木とか、市道の沿線の雑草とか、かなりそのままの状態で、ガードレールに倒木がそのまま倒れかかっているような状況がございます。その責任の所在といいますか、所有者との御相談もする関係で、なかなか対応が長引くケースもあっております。

しかしながら、光ケーブルが断線しないように、そこは地権者、それから事業所、それから当然先ほどお話ししました各支所の担当の方々と情報共有しまして、何らかの方策を迅速に対応するように心がけているところでございます。

そういうことで自然災害、それから人的な第三者行為につきましては、そういった対応をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○6番（久間寿紀君）

光ファイバーケーブルの必要性と現状ということで話していただきまして、十分分かったところではございます。何で災害時の補償をどうするのかという質問をしたかと申しますと、これは前の議会のときにも質問したんですけれども、山林保有者と空き家の所有者、全市でたくさんあるわけですけれども、もし持ち主が亡くなった場合は3年以内に名義を変更しなきゃいけないということで、6月議会のときも言いましたけれども、木が倒れて、下を通っていた車に当たり、運転していた方が亡くなって、所有者に60,000千円賠償せよという事案が発生したということで、熊本だったんですけれども、そんな話も伺っております。ファイバーケーブルも、100メートル単位で修復せないかんらしいので、相当な金額がかかるということで、もちろん保険を掛けてある方とか、掛けていない方もおられると思います。保険を掛けてあれば問題ないんですが、山林とか空き家、誰も住んでいない家には掛けていないとかというときに、それが原因で切れたということが起き得る感じが今あります。言いましたように、いろいろ責任持たやんならもう財産は要らんという方もたくさんいまして、けれ

ども、法的には3年以内に名義変更はせにゃいかんということで、私は山林を市でもらってくれないかということも6月議会でも言いました。こんな現状が八女と、特に山間部においては起きているということです。私も息子がいますけれども、祖父の代からの山とか、私もこういう仕事をしているので、名義変更したんですけど、とんでもない支出があって、息子は要るのかなど。要らないと思うんですけども、でも、やらないかんですよ、私がもし死んだ場合は。そういう問題がまた多々出てくるのではないかなと思うので、その辺のところ、この光ケーブルの補償問題はもちろんですけれども、山関係の、畑も家も空き家もですけども、その対策に対して、これはなかなか市長もなつてすぐで難しいと思うんですけども、私がずっと今まで思っていたことでしたので、ちょっと考えがあれば伺いたいと思います。よろしくお願いします。

**○市長（簗原悠太郎君）**

お答えいたします。

今お話のあった、山林にしても、家屋にしても、土地にしても、いわゆる所有者不明のものが増えているというのは私も認識しているところでございます。後継者がいない、所有者が不明になってしまうという、それが起こってしまう理由は様々だと思うんですが、例えば、山林だったり畑の場合は、やはりそこで本来は林業、農業が行われるべきところで、ただそれに従事する人がいないというところで後継者がいない、その結果、所有者が不明になってしまうという事例が多いのかなと思います。

そういったところについては、やはり山の場合はしっかり林業がもうかる産業にする、田畑の場合は農業がもうかる産業にするということが大事だと思いますので、そういう所有者を明らかにする不動産的な観点での取組も必要ですが、やはりもっと広い目、長い目で見ると、そういう産業、山、畑を持つことがしっかりお金になるという仕組みをつくっていくことが中・長期的に何より大事なのかなと思います。

家屋等も、昨日空き家バンクの話もありましたが、その空き家というのも、うまくリフォームして、この光ファイバーというところと話を重ねると、今まさにこのコロナをきっかけにテレワークというのが当たり前になり、都心に本社を置く企業に勤めている人でも、パソコン1台、インターネットさえつながっていればどこでも仕事ができるという人が増えています。若者に限らず都市部に住む人たちは、決して皆さんが都市部に住みたいから、誰しもが都市部に住んでいるのはなくて、そこでしか今までは仕事ができなかったから都市部に行っているわけで、今このテレワークが当たり前になった時代は、高速のインターネットさえつながっていればどこでも仕事ができる、田舎暮らしをしたいという人が増えています。そういった方を呼び寄せるためにも、光ファイバーのような高速通信が必要だと思いますし、その光ファイバーのような高速通信を整備することが、山間部も含めて多くの移住者の方を

呼び寄せて、結果、空き家をはじめとした、そういった今使われていない施設を活用することにもつながると思いますので、そういった産業政策、また移住者を呼び寄せるための政策、そういったところを進めていくことが、結果的にそういう所有者の不明の土地や、土地をはじめとした不動産を減らすことにつながるのかなと考えております。

以上です。

**○6番（久間寿紀君）**

意外と早く終わるつもりでしたけれども、残り11分になってしまいました。

私の住む上陽町の下横山というところは本当に山奥で、市長も御存じだと思いますけれども、前々からの質問のときも言っておりましたけれども、私は朧大橋から久留米のゆめタウンまで30分、インターまで30分で行くんですよ。八女のゆめタウンのほうが遠い状況なんです。市道で朧大橋から八女市の分は道が広いんですけども、あれから先の県道の部分がまだ狭いので、あそこを広くすればもっと早く久留米インターとかにつながるんじゃないかなと。昨日の一般質問でもありましたけれども、立花のトンネルの問題とか、今、星野と矢部にもトンネルができておりますけれども、八女市に入ってくる道がどんどんつながれば、そこにまたもしかしたら企業が来たり、それとか空き家にサテライトオフィスの的に仕事をする人が来て、またこっちから仕事に行くときも、時間が近ければ地元に残って仕事もできるという生活ができるということがあると思います。

私も議員になってすぐ思ったんですけども、課題があまりに多過ぎて、新しい市長もいろんなことを言われて大変だと思うんですけども、やっぱり全ては、この前も話したんですけども、八女をよくしようということで、私たち議員も市長も頑張っていけないかんで、いろんなことがあると思いますけれども、いかなる点も考えていかならいかんわけで、私もそれなりに、力は全然ございませんけれども、さっき言った久留米側の県道の整備とか、あとインフラ整備も、避難所へ向けての迂回路とかの建設というのも急がないかんということで、いろんなことを市民からも言われておりますので、頑張っていきたいと思いますので、これからもよろしくお願ひします。

あと9分になってしまいました。私の質問はこれで終わりたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

**○議長（橋本正敏君）**

6番久間寿紀議員の質問を終わります。

14時30分まで休憩します。

午後2時21分 休憩

午後2時30分 再開

**○議長（橋本正敏君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

18番三角真弓議員の質問を許します。

**○18番（三角真弓君）**

皆様、大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。

本日は大変にお忙しいところ、多くの方に傍聴に来ていただきまして、心より感謝を申し上げます。

一般質問2日目の最後となります。大変お疲れと思いますが、最後まで御清聴をよろしくお願いいたします。

ここで改めまして、3町2村の合併当初より市政運営に御尽力をされました三田村統之前市長、支えてこられました松尾一秋前副市長に心より労をねぎらいますとともに、簗原新市長の初当選、心よりお祝いを申し上げます。青年市長の誕生です。八女市民の皆様のための市政のかじ取り、どうぞよろしくお願いをいたします。

では、さきの通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、第5次八女市総合計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

令和3年度から令和12年度の八女市市政運営の根幹をなす第5次八女市総合計画であります。豊かで多様な価値観を背景とする市民の暮らしを持続可能な形で支える指針として策定をされております。

8つの基本政策に基づく取組の中で、今回は「安心して暮らせるしくみづくり」「未来につなぐ協働のまちづくり」にポイントを絞り、質問させていただきます。

その中で、具体的に2点についてお尋ねいたします。

1つに、高齢者を取り巻く環境の現状と課題についてであります。

11月13日の西日本新聞で、「未婚・少子化 増える単身世帯 2050年 27都道府県で40%強」との見出しが目に飛び込んでまいりました。しかも、65歳以上の高齢者が1人で暮らす割合は地方を中心に高くなり、32都道府県で全世帯の20%を上回る。同様の記事は朝日新聞にも紹介され、2050年には推計1,000万人以上の方が単身高齢者となるとの推計が出され、地域社会で孤独や孤立を生まない体制の整備が急務となります。

ひとり暮らし高齢世帯、また、高齢者のみ世帯等の本市の具体的な取組をお尋ねいたします。

2つに、住民主体のまちづくりについてであります。

行政運営の在り方、現状が地域共生社会に向けてどのように展開されているのか。人口減少、少子高齢化が生み出す問題を真摯に取り組まれているのか、その現状をお尋ねいたします。

次に、公営住宅の環境整備についてお尋ねをいたします。

令和5年9月の定例会においても八女市営住宅の現状の質問をさせていただきました。全部で98戸の市営住宅に関しては、一番古いもので築71年のものがありますが、将来的には維持管理をやっていく、新築はやらないとの回答を得ています。

今後、単身高齢者のついの住みかになられる方もあろうかと思われます。公営住宅への入居の在り方、退去時への対応についてお尋ねをいたします。

最後は、翌年開校になるみさき学園について、主に児童生徒の安心・安全な通学に関する質問をさせていただきます。

この質問は、11月に執り行われました市民と議会の意見交換会の中でも取り上げられました。その内容も含め、お尋ねをいたします。

以上、大きく3点について質問をさせていただきます。できるだけ大きな声で、明確なる御答弁をよろしくお願いいたします。

### ○市長（簗原悠太郎君）

18番三角真弓議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1つ目の第5次八女市総合計画の進捗状況について。

高齢者を取り巻く環境の現状と課題についての中のひとり暮らし高齢者世帯の現状と課題は及び高齢者のみ世帯の現状と課題はにつきましては、一括して答弁させていただきます。

ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の現状につきましては、本年10月末現在、ひとり暮らし高齢者世帯は5,525世帯、高齢者のみ世帯は3,878世帯となっており、年々増加傾向にあります。そのため、生活支援や支え合いの仕組みづくりが重要となっております。

続いて、高齢者の集い（サロン）の運営と課題はにつきましては、地域の集いの場であるふれあいサロンにつきましては、本年9月末現在で128か所に設置されております。主な課題といたしましては、高齢化が進み、ふれあいサロンの運営を中心的に担える方が少なくなってきたという点がございます。

次に、在宅高齢者の福祉サービス（介護保険サービス含む）の地域間格差をどう考えているのかという御質問でございます。

ふれあいサロン活動への支援のほか、各地域における介護予防事業や生活支援コーディネーターによる社会資源と需要のマッチングなど、様々な施策を展開しております。

今後も、より高齢化が進む山間部をはじめ、各地区の現状を把握しながら、各関係機関等との連携を深め、地域が共に支え合う地域共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。

続いて、住民主体のまちづくりへの取組についての中の行政区の運営の現状と課題についてでございますが、市内に185の行政区を設置しておりますが、その世帯数、面積、特性などは様々であり、各行政区の実情に応じた運営が行われております。

課題といたしましては、自治会や町内会への未加入者が増加してきており、地域住民のつ

ながりの希薄化や地域の活動力が低下してきているとの声があります。

また、特に山間部の行政区においては、高齢化や過疎化、少子化による担い手不足により、道路・河川愛護をはじめとする環境保全活動の運営や、今日まで受け継がれてきた伝統文化や伝統行事の継承が困難になってきていることが課題であると認識しております。

続いて、2つ目の公営住宅の環境整備について、公営住宅への入居の在り方についての中の入居要件の見直しの考えはというお尋ねでございますが、市営住宅の入居要件は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定に寄与するという公営住宅法の目的に従い、市の条例及び施行規則に基づき決定しております。入居要件の見直しにつきましては、今年度から単身世帯の入居年齢を引き下げるなど、これまでも必要に応じて行っているところでございます。

今後につきましても、社会情勢の変化や入居者のニーズに応えるため、市営住宅管理審議会の議論を踏まえて、適切な入居要件となるよう随時見直してまいります。

また、退去時の対応についてでございますが、市営住宅利用者が退去される際には、市への届出に加え、市営住宅管理人への連絡や必要な原状回復措置などを行っていただいております。退去の御相談があった場合は丁寧に御説明し、円滑に手続が進むよう対応しております。

3つ目のみさき学園の開校に向けての課題についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

18番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

みさき学園の開校に向けての課題について、通学路の安全対策についてのお尋ねでございます。

本年8月9日に、みさき学園開校に向けた登校シミュレーションを実施し、児童生徒の通学に関して多くの保護者、地域の方々から危険性の指摘を受けました。この方々の声を基に学校運営協議会で検討いただき、児童生徒の安全確保に関する要望書を頂いています。要望内容につきましては、八女警察署及び道路管理者との会合を設け、現地確認と改善に向けての協議を行い、緊急度、優先度を考慮しながら対策を講じていきます。

次に、スクールバスを利用しない児童生徒への安全対策はとのお尋ねです。

みさき学園では、旧442号線が歩道もなく危険なため、通学路の安全が確保されるまでの間、路線バス利用を支援するなどの支援策が必要であると認識しております。

また、通学路の整備につきましては、教育委員会、学校、関係機関が連携し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○18番（三角真弓君）**

ありがとうございました。

初めに、第5次総合計画の進捗状況という中に、今回はひとり暮らし高齢者世帯、そして、高齢者のみ世帯の現状と課題を持ってまいりましたけれども、今までは——今、介護保険が第9期になっておりますけれども、介護保険計画、福祉計画等の具体的な内容をお尋ねいたしておりました。しかし、八女市の上位計画というのが、今では第5次八女市総合計画になっております。この進捗状況も含め、そういう高齢者の問題について今回お尋ねをしたいと思っております。

第5次総合計画、これは令和3年度から令和12年度までがこの計画になっております。10年計画です。そして、明年、令和7年度がその前期計画が終わるときであります。いよいよあと1年で計画の半分が終わるとなっておりますけれども、この最上位計画の中で、今この全体の計画の、今回私がお尋ねしているものも含め、全体の進捗状況について、担当部長、お尋ねをいたします。

**○企画部長（平 武文君）**

お答えいたします。

第5次八女市総合計画、市の全施策を網羅的に、総花的に管理する計画でございます。もちろん、今回御質問の高齢者福祉、こういった部分も含んでおりまして、例えば、第5次でございますと、地元の地域での民生委員さんでありますとか福祉委員さんとか、そういう地域での活動の状況を指標としながら、これを行政評価しながら進捗をしているところでございます。

この分野についての総合的な評価については、おおむね良好な評価をいただいているところでございますけれども、実際このように議員から質問いただいているということは、個々の地域、個々の御家庭においてはまだまだ課題があるということだろうと思っておりますので、この課題は事業執行課である所属部署と共有しながら、PDCAの評価をしっかりと回して事業の改善を進めていきたいと思っております。

また、全体の評価は細かい数値は持ってきておりませんが、おおむね良好、順調に進捗しているということでございます。

以上です。

**○18番（三角真弓君）**

この最上位計画というのがいかに大事なのか、そして、そこにつながる計画がなって、やっぱり行政運営がなっていくのかなと思っております。

ちなみに、第4次八女市総合計画が2020年で終わっております。これに対する評価が第5次総合計画に載せられております。第4次の計画の中で、特に健康福祉の充実ということに

関しましては、高齢者や障がい者が積極的に社会参加できる機会の拡充や生活環境の整備に努め、介護保険制度など社会保障制度の充実を促進することにより、安心して暮らせる健康福祉のまちづくりに取り組みます、これは第4次総合計画の健康福祉の充実の面での目標を書かれております。こういうことに対しての、第4次総合計画が終わる、その評価に対しましては、市民がどのような意識を持っているのかという市民の意識においては、4がほぼ計画どおりです。3が、先ほど部長が申されましたように、予定どおり取り組んではいるが、まだ完全に予定どおりには終了していないという、ほぼほぼできているという、健康福祉の充実に対しては3.42という数字が出ております。これは市民の意識です。意識調査。そして、各担当課では3.14。同じく評価ができるという、市民も納得がほぼほぼできるという、このような前向きな回答がなされておりますけれども、じゃ、現実ですね。

それともう一つは、健康づくりや地域福祉の推進に関しましても、ほぼほぼ納得いく。ただ、今おっしゃったように、地域によってはまだそれが十分ではないという、八女市全体を見たときにそういう答えが部長から今返ってきましたけど、健康福祉部長に関しましてはどのような見解をお持ちでしょうか。

**○健康福祉部長（坂田智子君）**

お答えいたします。

第4次計画の総括についてということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

詳細は私も資料を持ち合わせておりませんが、そういった評価が下されている中ではおおむねできているというような内容ではございますので、市の施策、それから、取組というのがある一定成果が出てきているのかなと思っております。

ただ一方では、やはり社会情勢とか家庭の環境が随分変わってきている状況もございますので、そういったところに今後は対応できるようないろんな施策も必要であるのかなと感じております。

**○18番（三角真弓君）**

特に健康福祉、そして、高齢の問題というのは、八女市にとって非常に大事な問題だと思っております。全体的にそうであったとしても、じゃ、一個一個を見たときにどこまで達成しているのか。

今回の第5次総合計画の高齢者福祉の中に、1つ、地域性に応じた地域包括ケアシステムの推進、これは基本目標ですね。それと、介護予防の推進、認知症高齢者にやさしい地域づくりということの基本目標に掲げておられます。この第5次総合計画、2021年から10年間です。この前期が令和7年度に終わる。令和7年度は団塊の世代が全て後期高齢者になる一つの節目の年でもあります。

そういう年に対して、国は2012年に社会保障と税の一体改革によって、団塊の世代が全て

後期高齢者、75歳以上になるであろう2025年を目標年次として定められたのが、医療や介護、住まい、そして、生活支援などのサービスを切れ目なく受けられる地域包括ケアシステム、これをやりなさいということがうたわれてきたわけですね。このことは今まで私も何回も質問をいたしてきました。非常に難しい課題です。どこに住んでいても、八女市民であれば、医療、介護、住まい、生活支援サービス、午前中、同僚議員からも交通の手段、今回も地域間のいろんな現状の質問があっておりますけれども、国が目標と定めた2025年、明年、第4次総合計画の後の第5次であれば、ほぼほぼその福祉がある程度納得できるという市民の結果が出ているのであれば、その計画の流れもまた変わってくるかなと思うんですね。しかし、現状はなかなか厳しい。その厳しい現状の中で――皆様のタブレットに配信がされております。地区ごとの高齢化率が示されております。インターネットで聞かれている方、また、傍聴の方には数が見えませんが、あえてここで読ませていただきたいと思います。

八女市の地区ごとに、高齢化、ひとり暮らしですね、ひとり暮らしがどのくらいいらっしゃるのか。旧八女市で18.20%、旧上陽町で23.48%、旧黒木町25.26%、旧立花町24.38%、旧矢部村40.50%、旧星野村33.44%、平均21.19%というひとり暮らしの高齢化です。先ほど私が申しました2050年をめどに20%の高齢化が進むだろうというのは、もう八女市は既に来ているわけですね。

この表、この高齢化率の中で非常に懸念されるのは、高齢化、ひとり暮らしと高齢者のみ世帯の割合が非常に高いです。平均で36%という数値を示しております。特に、一番高いのは矢部村で61.76%、これで本当に高齢者の方たちの生活の安心・安全な暮らしが今なされているのかということは非常に懸念されることでありますけれども、直近、10月度の介護認定者数が分かれば、それをお願いしたいと思います。

#### ○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

10月末の介護保険の認定者数は、65歳以上の方が4,176人、40歳から64歳までの方が35人、合計4,211人でございます。

以上です。

#### ○18番（三角真弓君）

障がいをお持ちの方も入ると思いますので、約4,200人、それを入れてですね。この高齢者の人口が2万1,880人、介護認定を受けられた方が約4,200名ということであれば、65歳以上の19.1%、約2割の方、19.1%の方が介護認定を受けていらっしゃいます。残りの8割の方が認定を受けていらっしゃらない。人数にして1万7,704名、この方たちは介護認定を受けておられない方たちになります。こういった方たちをどこがどう支え、守っていくのか。このことをどんなふうにお考えでしょうか。

### ○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

介護認定を受けていない方をどのように守っていくかということによろしかったでしょうか。

個別の事例の把握方法にいたしましては、市役所や地域包括支援センターによって、御本人や親族、御家族に加えて御近所の方、民生委員や行政区長の方々など、地域の皆様の御協力によって情報をお寄せいただいたり、また、場合によっては警察署等から情報提供や相談があったときに対応するほか、本庁や各支所で各高齢者支援サービスや介護保険の申請等でお見えになったときなどに、聞き取りの中から状況を把握することもございます。その都度、必要に応じて介護長寿課及び東部健康づくり室、また、各支所と地域包括支援センターが連携して個別事案に対応するようにいたしております。また、他の部署にも連携する場合がございますので、関連部署の庁内関係部署で連携をするように努めております。

以上です。

### ○18番（三角真弓君）

このような高齢化の中で、国が目指す地域包括ケアシステムを来年をめぐりに立ち上げていく。介護保険の計画、今9期になっておりますけれども、2012年、ですから、6期目ぐらいから地域包括ケアシステムという言葉が介護保険計画の中に組み込まれ、それを表示されるようになった5期か6期目ぐらいの介護計画の中から、高齢者が住み慣れた地域でそういうサービスを受けながら安心して暮らせる、こういったことで今第9期まで来たわけです。しかし、現状は非常に、第5次総合計画の中では、そういう高齢者の暮らしはほぼほぼ納得できる状態ということを示しておりますけれども、現実とのギャップはかなりあるかなと思っております。

今、介護長寿課長がおっしゃったように、介護長寿課に隣接されております地域包括支援センターですね。これは旧八女市では慶仁会川崎病院に委託をされております。介護認定を受けたり、また、受けた方がいろんなデイケアとかデイサービスを受ける、そういうことに小まめに対応していただいております。東部のほうは東部健康づくり室のほうでそのようなことをしていただいていると思っております。ですけど、そういう職員の方たちが対応してある数というのは、先ほど言われた認定を受けた方がほぼほぼ中心なんですね。じゃ、残された、介護認定を受けていない約8割の高齢者の方たちの生活をどう見ていくのか。

新市長がおっしゃる一人一人の声を聞くということは、一人一人の生活をどう見ていくのか。そういうところまでいくためには、私はこの合併後、各支所に保健師を置いてくださり、そして、家庭訪問、アウトリーチをぜひ進めていっていただきたい、そういったことを要望してきました。そこにあるものは、やはり行政の目が届かない、民生委員さんが訪問されま

すけれども、例えば、65歳未満の家族がいれば訪問対象外であります。そういう方、また、総合相談に来れる方はまだいいんですけど、来れない方。そして、地域のサロンに行く方はまだ元気な高齢者です。行けない方、そういう——私も時々サロンのお手伝い、時々といっても年に一、二回しか行きませんが、地元で顔を出させてもらっていますけど、運営側も年を取られる、また、来られる高齢者の方が1人減り、2人減り、そういう方が近所にまた、あのおばあちゃん見えないなと思っていたら施設に入っていらっしゃったり。サロンに見える方はまだまだ元気な高齢者の方なんです。ところが、見えなくなる、来れなくなった方に問題があるし、そこをどうしていくかということに対して、部長、どのようにお考えでしょうか。

#### ○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

認定を受けていらっしゃる8割近くの高齢者の対応ということでございます。

先ほど介護長寿課長のほうも申しましたが、様々な地域とのつながり、それぞれ地域には民生委員さん、それから御近所の方、当然包括支援センターもありますし、そういったところとの連携で、何か気にかかるようなことがあったら誰かが気づいていただけるという体制が一番よろしいんですけども、どうしてもそういかないようなケースの場合は、最終的には先ほど言ったような警察とかいうこともあるのかと思います。

やはりこの数年、コロナもあり、いろいろと高齢者を取り巻く環境も変わってきていますし、そういった近所付き合いとかも随分変わってきているのかなと思っています。

ただ、最初のほうに議員もおっしゃられた健康増進というところでも一定の評価があるという総合計画の中での評価でございますが、まずは元気で年を重ねて地域で過ごせるような体制づくりということも一方では重要かと思っています。若いうちから健康に対する意識を高く持っていただいて、元気に健康で、そして、できるならば自分でいろんなことができるような健康な高齢者をつくって行って、そのときから——人によっていろいろ違うと思いますが、様々なつながりをつくれる、そういった場づくりも行政としてもやっていく必要があるのかなと思っています。

#### ○18番（三角真弓君）

サロンのほうに見えなくなった方が、その何年かうちに認知症が進んでいくわけですね。私も今回、三潞のほう、久留米市ですけど、認知症カフェの講座にちょっと顔を出すことがございました。民間での立ち上げではありますけれども、要するにMC Iといわれる軽度認知症、こういう方たちは早期発見であれば治っていく。がんでも早期発見であれば今治る時代になっておりますけれども、そういう顔が見えない、一日、独りで家の中にぼつんとおって、サロンに行きたいけどなかなか行けない。そして、民生委員の方はサロンにそういった

高齢者の方を呼びに行くことはできません。

今私が住んでおります吉田のほうのサロンでは、社会福祉協議会の方に委託されて送迎してもらっているという現状もありますけれども、なかなか行きたくなくなる、家に籠もってしまう。そうなった場合、あっという間に認知症は進んでいきます。そういった方たちが私は一番心配なんです。

認知症は軽度であれば治る。MC I という言葉で使われておりますけれども、今、久留米市では病院等も含め19か所でこういうサロンが、認知症予防カフェというサロンが開かれております。五、六人から10人ぐらいの方が地域に集まったり、個人の家に行ったりしながら、そのことによって、デイサービス、例えば、介護認定を受けた方でもそのサロンには行きたいということで改善していくとか、いろんなことで本当に細やかな、本当に小さな単位ではあるんですけど、そういったことを久留米市では19か所、今設置をされ、本当に高齢者の方に喜んでいただいているということですけど、私は今回、各支所の保健師の令和6年度からの訪問件数がもし分かればお願いしたいんですけど、把握されていますでしょうか。

#### ○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

令和6年度から各支所に保健師ということで配置されておりますが、市民生活福祉係の一員として様々な業務に取り組んでいただいております。その中で専門性が必要な場合はそういった業務もありますし、そのほかの業務もあるのかと思っております。

また、地域包括支援センター、今年から体制が変わりまして、黒木支所のほうに東部健康づくり室ということで集約をしておりますが、それぞれの支所にそれぞれの住民さんが御相談されるケースもかなりあるかと思っておりますので、そちらについての対応等もしていただいているところです。

それで、具体的にそれぞれのお宅に訪問されるということが必要な場合は、いろんな方と同行されたりあっているかもしれませんが、訪問中心という業務ではないかと思われまので、数字としては把握していないところでございます。

#### ○18番（三角真弓君）

一番私が要望するところで、これは長野県の看護大学の中で、「保健師が行う家庭訪問の意義と技術」ということを書かれております。「保健師は、援助を必要とする住民を新たに発見し、継続支援を行うこと、住民の健康生活の実態を集約して住民の保健行動の啓発に活用すること、住民との人間関係を培うこと」とされております。「保健師が家庭訪問を重ねたことは、地域に潜在していた要支援者の発見と対応、住民の「生の声」に基づく地区活動の展開、地域住民との人脈づくり、保健師の地区活動への意欲の高まりという意義があると確認された。」ということで述べられておりました。

これほど保健師の方の存在というのは、今の高齢化の、ここまで年齢の高い高齢化の人たち、しかも介護認定を受けていらっしやらない1万7,000人近い方たちの実態というのは全く分かっていないんじゃないかなと思うんですね。そういったところになぜ目を——行って、そういった方のそういう訪問をやり、生活を見ること。

市長にお尋ねをいたしますけれども、各支所に保健師の方が在駐をされております。この方でしか家庭を訪問し、生活を見れない。民生委員さんは申し訳ないけど、もちろん専門の方もいらっしやるかもしれませんが、それはできかねます。これが地域の声を聞き、ボトムアップとしての政策に生かしていけると思っておりますけど、市長の今後のお考えをお願いします。

#### ○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

保健師の方の、地域の高齢者の方を中心に地域の方を見守っていただくという活動は非常に大事だと私も認識しております。

そういった中で、この地域包括支援センターの形も本年4月から変わり、今各支所に1人ずつ保健師の方を配置させていただいている中で、それぞれ郡部、人口は少ないですが、面積としては広いのが八女の特徴ですので、今すぐに各支所の保健師の方に全戸回ってくださいというのはなかなか難しいのかなと正直思っているところでございます。

一方で、本来、今つくろうとしている地域包括支援のシステム、これはこの地域の今後の高齢者を中心として、弱い立場に置かれている方を支えていく仕組みだと思いますが、一方でどんどん人口も減っている中で、地域の見守り、地域だけに弱い立場にある方を守っていただくという仕組みは、なかなか今後立ち行かなくなる部分もあるのかなと思います。

そういった中で、個別に、特に厳しい立場にある方を見守るような仕組みは重要だと思いますので、ただ、先ほど申し上げたとおり、保健師の方も今各支所に1名というマンパワーが限られている中で、なかなかそういう地域で見守りの活動の、どうしてもその網目、抜けてしまうような方をどうやって支えていくのかというところは、私もしっかり地域の実情に応じた在り方というのを考えていきたいと思っております。

以上です。

#### ○18番（三角真弓君）

すみません、まだ何問か質問を出しておりますけど、「保健師が行う家庭訪問は、住民個々のニーズに対応していくことに加えて、その積み重ねにより地域の健康問題を探索し、保健福祉事業や施策へと反映させていく点で、意義の大きいものである。しかし、保健師が行う家庭訪問の件数は年々減少しており、その要因には、保健師が家庭訪問の意味をどのように認識しているかという保健師個々の意識、保健師が所属する職場の風土や雰囲気等の組

織体制、一般住民の受け入れ状況がある」とも報告されております。

ですから、本当に一翼を担う住民の暮らし、高齢者の実態、本当に軽度な認知症が——本  
当なら介護4・5になる前に何とか手を打っていただきたい。こういう仕組みづくりのため  
に、ぜひ市長においては各支所の各保健師の意向を十分聞いていただきたいということをお  
願いしたいと思っておりますし、健康福祉部長に関しましては地域包括ケアシステムを一日  
も早く立ち上げていっていただきたいということ、これは地域の住民も——先ほど介護長  
寿課長が言われましたように、いろんな人の関わり、市の職員だけでは、保健師だけではも  
ちろん無理だと思っております。民生委員さんをはじめ、地域住民、元気な方たちが力を合  
わせて、そして、地域をどうつくっていくのかという——地域包括ケアシステムは全ての住  
民の方の協力なしではできていけないと思っておりますので、一日も早くこの制度が立ち上  
がることを期待したいと思っております。

サロンにいたしましても、なかなかさっき申しましたように、担当する方が高齢者になっ  
たということと、久留米がやっているような住民型のサロンというものの立ち上げが今後は  
大事になってくると思っております。

この質問の最後になりますけれども、在宅高齢者の福祉サービスというのがデイサービス、  
デイケア、ヘルパーと、この利用の格差というのがどうしてもあります。こちらでいえば、  
星野村、また、矢部村というところが、旧八女市から見れば距離的にも非常に遠いところ  
ですけども、高齢者が住んでいらっしゃる割合が多いところですから、こういうところの福  
祉サービスの格差をいかになくすか。

今年、第9期で約200円、基準額が上がりましたがけれども、そういう保険料はちゃんと  
払っても、サービスは様々なんですね。旧八女市であれば受けやすいです。しかし、東部  
に行けば行くほど、東部地方ではそういった介護保険のサービスを受けにくい現状がある  
と思っておりますけど、この格差を縮めるためにはどうやったらいいのか、部長、どのよう  
にお考えでしょうか。

#### ○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられたように、どうしても八女の場合は山間地、それぞれの民間の業者  
も少ない状況でございます。内容も今精査しているところですが、実際にサービスを受けた  
人が受けられない状況もあるのではということを確認しております。

そのためにはやはり、どうしても事業所、例えば、旧八女から山間、矢部とか星野へ行く  
となると移動距離もございますし、その時間は業者のほうで縛られるということもございま  
すので、そういったサービスができるような施策をしていかないといけないと思っていま  
すし、国のほうも今見ておりますと、そういった内容のことも若干今後、そういった施策も出

てくるのではという情報もあるところでございます。

また、別の側面でいくと、今介護業界自体が、全てがやはり人材不足、介護に限らずではございますが、ある傾向もございます。それで、八女市ではヘルパー養成講座と言われるものも数年やってきておって、できるだけヘルパーの——昔でいうヘルパーの資格を取っていただくような講座も引き続きやっていこうと思って、拡充を今年もしているところでございます。

また今年、もう2回目をやりましたけれども、介護に対するイメージ、その仕事を若い人がなかなか敬遠するところがございますので、こういうやりがいがある仕事だよと、そして、八女にこういう仕事がたくさんあるということも知っていただくということで映画上映会を行って福祉の仕事の紹介をしているところです。それもまた来年度以降も拡充しながら、そういう仕事に就いていただく方も増やしていきたいと考えています。

#### ○18番（三角真弓君）

ある施設に行ったとき、30人近い外国人労働者で施設が賄われているということをお聞きいたしております。それほど今おっしゃるように人材不足はありますけれども、ただ、そういったところに今後ある程度市の予算を投入していかなければ、やはりそういった地域の格差を埋めることにはならないかなということで、市長が各支所に行かれて、各支所とのいろんな話合いの中で、そういった点にぜひ、そういった傾向を、職員の意見を、各支所の意見を、施策も含めて今後聞いていただきたいと思っております。

次に、市民との協働でのまちづくりということで、皆さんのお手元に世帯数が入ったのが、住民主体のまちづくりへということで、行政区の世帯数というのを皆さんのタブレットに配信をされているかと思っております。

その中では、未加入世帯、地域の町内、行政区の運営に対して、町内会に入らないという未加入世帯が各地区ごとに出されております。本当に今の若い人たちがやっぱり、一緒になって世代交代の時期でもありますし、そういった方が今後八女市を担う中において、町内会に入らないということによって広報紙が届かない。広報紙は税金でもらう権利があると訴えられる方もいらっしゃいます。しかし、町内によっては未加入でも配付されているケースもありますけれども、申請をすれば郵送で送ることが広報紙に関してはありますけど、今のくらいの世帯に広報が郵送で送られているのか、お尋ねをいたします。

#### ○秘書広報室長（馬場浩義君）

お答えいたします。

先ほど議員からありますように、広報紙につきましては、自治会加入者の方には隣組長さんの御協力を得ながら広報を配付させていただいているところでございます。隣組未加入の方につきましては、基本的には各公共施設に広報紙を置かせていただいておりますので、そ

ちらに取りに行っていたか、もしくはホームページ等でも広報を掲示させていただいておりますので、そちらを御覧いただいているのではないかと想像しているところでございます。

広報をそうやって取りに行けない方、それから、ホームページでも見るのが困難な方、こういう方に対しましては、御相談に応じたところで、議員おっしゃいましたように申請書を頂きながら、まず初めに自治会への加入を御説明しながら、それでも難しい場合について郵送をさせていただいている。こういったところを踏まえて世帯数をお答えさせていただきたいと思います。郵送させていただいている世帯数は134世帯でございます。

以上でございます。

#### ○18番（三角真弓君）

このことに関しては今後の課題として、代表区長会等でも意見交換はもちろんあるかと思いますが、非常に大事な事だと思っております。

この世帯数を見ますと、一番少ないところで20世帯ですね。これが4月1日現在ということですが、一番少ないところが20世帯、一番多いところは887世帯、これはもっと減っているか、もっと増えているかは今の現状では分かりませんが、これほど町内会の世帯に差があります。

私は昔、ある校区の主任児童委員さんから子ども会がつかれませんか、つくれるところ、つくれないところがある、こういう相談を受けたことがあります。なかなかこの行政区の統合は難しいと思っております。しかし、今住んでいる大人の方たちが未来を担う子どもたちのことを一番に考えたときに、行政区の統廃合は必要ではないかと思っております。合併当時、黒木、旧八女以外は統合されて合併をされております。黒木にしても今後検討がなされるだろうし、旧八女も今後検討をされていくとは思いますが、そのときにその中心に置くのはやはり子どもたちのことだと思っております。

統合された2つの黒木、旧八女以外ですね、どのくらいの統合をされて合併されているのか、分かればお願いします。

#### ○総務課長（清水正行君）

御説明します。

行政区再編の状況についてです。

立花、矢部、星野地域は市町村合併以前に行政改革で再編を実施し、上陽地域は八女市との合併後に再編を実施しています。立花地域は平成18年度に75行政を25行政区に、上陽地域は平成21年度に32行政区を10行政区に、矢部地域は平成20年度に16行政区を6行政区に、星野地域は平成19年度に17行政区を8行政区に再編しています。

なお、八女地域と黒木地域は再編未実施となっております。

以上でございます。

**○18番（三角真弓君）**

上陽町であった市民と議会との意見交換の場で上陽の方からの意見として、なぜほかの地域は統合しないのかという御指摘をいただきました。今後このことはぜひ検討していただきたいと思いますと思っております。

それともう一つ、今問題になっているのは、その行政区、町内、小さく言えば隣組になってくるでしょうけど、特に中山間地域では道路愛護の問題が非常に喫緊の課題だと認識をいたしております。

私は過去にも提案させていただきましたけれども、あれからまた何年かたっておりますので、道路愛護が私たちの町内であれば、隣組であれば40分、50分もかからなくて終わるわけですね。ところが、東部は本当に長い距離を、危険な木を切ったりとか大変な作業をされております。

ぜひ八女は一つだという意識を持つためには、中山間地での道路愛護に対して、まずは、大変言いにくいことではありますけれども、職員の方々にボランティア活動、そういった地域へ出向いて地域の方と一緒に汗を流していただく方が、まずスタートはそこから、そして、それを全市民の方が登録制か何かで、そうやっていかなければ本当に八女市の今後の課題の解決にはいけないと思っていますので、この点、一言市長のお考えをお願いしたいと思います。

**○市長（簗原悠太郎君）**

お答え申し上げます。

この道路・河川愛護、東部と西部の格差については私自身も身をもって感じたところでございます。これも市長就任前でございますが、いろんな日々の政治活動の中で、結局私が今住んでおいて、事務所も八女地区に構えておりましたので、この八女地区のみならず、星野、上陽、あと黒木で、それぞれ道路・河川愛護に参加させてもらったんですが、これは先日の議会の中でもお話ししたところでございますが、東部のほうが人数も少ないのに作業内容が多い。私が参加した旧八女市の地区では1時間程度で草取りだけして終わりましたが、東部のほうは1日ばかりでも終わらなかったような場合もございました。そういった東部の厳しい現状というのは、当然職員もしっかり知っていく必要があると思います。

その中で、ボランティアというのも一つでございますが、あくまでボランティアというのは、その言葉の意味にもあるとおり自主的にやるものでございますので、職員に東部に行ってボランティアをしてくださいと言うのはボランティアの趣旨とちょっとずれてくるのかなと思いますので、ボランティアという形に限らず、どういう形であれ、いずれにせよ職員がしっかり東部と西部のそれぞれの状況を知るといえるのは大事ですので、しっかり現場を見る

というところは私もどういう形がいいのか、これから考えていきたいと思います。

ちょうど先週末に立花の飛形山の愛樹祭のほうに参加をしまして、そのときに地域の方を中心に飛形山の清掃活動をされていたんですが、そのときに印象深かったのが、地域の子どもたち、あと、地域の方に限らず、そのときは八女高校の野球部の学生さんが、毎年恒例で飛形山の麓から走って山頂まで行って清掃活動をやって、また走って下るといふ、それが一つの名物といいますか、それが毎年の恒例行事になっているということで、やっぱりその地域の方に限らず、外の、特に若い人の力を入れることで、そういった作業も円滑に進みますし、また、地域のにぎわいにもつながる。それは一つ、飛形山はいい事例だったなと私は思います。

地域のことはもちろん地域で解決する、地域で地域のことはやっていくというのが基本ではありますけれども、そういった道路愛護を中心として、なかなか地域の皆様だけに頼っては進まない難しい部分も出てきますので、いかに今おっしゃったようにオール八女で、地域のことは地域、東部のことは東部、中心部は中心部と分けて考えるのではなくて、本当の意味での一つの八女をつくっていくための方策については、この行政区、道路愛護をはじめとして私自身考えていきたいと思っています。

#### ○18番（三角真弓君）

2050年になったときに八女市の人口が約3万五、六千人台になって——3万9,000人、すみません、きちんとした数を言わないといけませんので、4万人を切ります。そして、生産年齢人口が1万人を切ります。そういうときが来ますし、その間に市長の政策で定住を増やすということを頑張っていっていただきたいと思っておりますけれども、今から5年、10年先ですね、もっと今の現状というのは厳しくなってくると思います。ですから、喫緊の課題として、ぜひ今の思いを政策に反映していただきたいと思っております。

それから次に、公営住宅の環境の整備ということで、今回は時間がありませんので、公営住宅に関しては、第5次総合計画の中には、古いところは新築ということの計画ではありますけれども、新築はしないという前の市長の答弁は得ております。宅間田の県営住宅以外にエレベーターが設置された住宅はございません。そういう中で皆さんは頑張って生活をし、確かに安価であるということも含め、生活をなさっております。しかし、ここに入居するのに、ある程度年齢の撤廃をしていただいた。また、障がい者の方が入るのにも撤廃をしたという、そういったことはしていただきましたけれども、連帯保証人、これが一つの大きな壁になっております。

国土交通省は2018年、公営住宅を管轄する自治体が指針とする標準条例案を改正して、保証人に関する規定を削除、身寄りのない単身高齢者ら保証人確保を困難とする人が入居しやすい対応を取るよう自治体に通知しています。

八女市でもぜひ市営住宅条例の連帯保証人を廃止すべきだと思われまじけれども、このことに関しまして担当課長はどのようにお考えでしょうか。

**○定住対策課長（松本伸一君）**

お答えいたします。

本市が連帯保証人制度を設けている大きな理由の一つといたしまして、入居者の信用力を補完するだけではございませんで、入居者に不測の事態が起きた場合の緊急連絡先、それから、身元引受人としての役割も担っているところでございます。

現在、連帯保証人が見つけれない場合につきましては、社会福祉協議会が実施している居住支援サービスと連携を行いまして、入居希望者の御相談を受けて、低価格の民間賃貸住宅等々、多方面から住宅が確保できるように御相談に応じているところでございます。

一方で、先ほど議員御指摘のとおり、令和2年4月から国のほうでも、それから、福岡県でも保証人制度が廃止されておるところでございます。県南の9つの市を調べたところ、5つの市が撤廃を行っている状況でございます。

ただ、この連帯保証人制度というのが、条例改正、様々な議論を重ねてから決定する事項でございますので、今後こういったことを踏まえまして、八女市営住宅管理審議会がございまして、議論を重ねまして決定していきたいと思っております。

以上でございます。

**○18番（三角真弓君）**

これはぜひやっていただきたいと思っております。先ほど申しましたように、通告でも言いましたし、地域包括ケアシステムのそういったことの中にも含めましたように、単身高齢者の割合が非常に増えてくるという国の動向がございまして。そういった中で、例えば、子どもさんがいても関わらないとか、誰もそう、たった一人でやっていかななくてはならないという方もゼロではないと思うんですね。

私も体験がありますけれども、市営住宅に入居してあって、子どもさんが病気をお持ちということで、施設に入るときもそうでしたけど、これは撤去時のことも含めてになりますけれども、保証人がいても、その方が亡くなったり、あるいは病気を持ってあったりということで、どうしてもこちらがお手伝いをして、施設に移られるとき、そして、亡くなった後の片づけ、移られた後の片づけから応援させてもらったことがあります。

ですから、入居時のそういった保証人を、要はセーフティーネット、最終的には市がどうかしてやらなければ、やっぱり困っていらっしゃるわけですね。ですから、そういった方に対して支えていく、単身の身寄りのない方が今から増えていくだろう、いても関わってもらえない。そういった方に誰が寄り添うのか、その最終的なものが市でなければならぬと私は個人的には思っております。

しかも市営住宅には風呂釜とか電気も設置しなくてはならない。確かにボイラーがあるところもあります。それなりの家賃は発生しておるし、家賃の格差があるかも分かりませんが、今の高齢者の方が、団塊の世代を含め、それ以上の方たちが、戦後この日本を今まで築いてこられた方たち、そういった方たちが安心して、この八女市に住んでよかったという思いで最期のときを迎える、そういうための行政の運営でないと私はいけないかなと思っておりますので、このことに関しましてはぜひ連帯保証人ということを外していただきたいと思っておりますし、撤去時に関しましては市のほうから、職員が大変な思いをして片づけもしなくては今の時点では駄目ですので、そういうことも含めて、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

**○市長（簗原悠太郎君）**

お答えいたします。

今、議員から御指摘のあったような単身高齢者の方をはじめとして、社会的に弱い立場におられる方にとって、この公営住宅というのは一つの重要なセーフティーネットだと認識しております。

そういった中で、公営住宅に、市営住宅に入りたいのに入れないという方がまずどのぐらいいらっしゃるのかと。その入れない要因は何なのかというところを私自身これからしっかり、実際入居されている方、また、入居を希望されたけど入れなかった方、そういった方のお話を聞いて、適切な入居要件、それは連帯保証人の有無、退去時の手続きを含めて、そこはしっかり見直しをしていきたいと思えます。

私自身、これまで入居、市営住宅の話聞いたところで、今、市営住宅の入居率が少し下がっている、建物によっては下がっていて、例えば、共同の浄化槽の管理費が入居者の方の中で負担が分配される。なので、入居者の方が少なくなると、その分1人当たりの共有施設の負担が大きくなるといったような課題もありますので、せつかくその建物があるのであれば、当然できるだけ多くの方に使っていただくほうがいい、それは市の家賃収入という意味でも当然多くの方に使っていただいたほうがいいという部分はありますので、できる限り多くの方に入っていただく。ただ、多くの方に入っていただいた結果、本当に必要な方に部屋が行き渡らないということにはならないように、そこはしっかりバランスを持って適切な入居要件についてこれから考えていきたいと思えます。

以上です。

**○18番（三角真弓君）**

定住対策課長、最後に1点ですね、時間がないので一言お願いしたいんですけど、入居者の意見というものを聞かれる機会があるかと思うんですけど、そういったことに対して、すみません、あと1つ質問が残っていますので、端的にお願いできますか。

**○定住対策課長（松本伸一君）**

お答えいたします。

入居者の方の御意見というのは、お一人お一人お聞きしますと、今908世帯ありまして、入居率が80%ですので、その中で、44団地の中から管理人を選任していただきながら、毎年1回、管理人の会というのを開いております。その場では、日頃お感じになっていることを、自由な意見を持ち込んでいただく場として、こちらもその意見を集約いたしまして、よりよい方向性に行こうというような場を取っておりますので、その場を踏まえまして、また今後よりよい環境づくりに努めていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

**○18番（三角真弓君）**

すみません、ありがとうございました。

それから、最後のみさき学園の開校に向けてですけれども、地元から——私も近くをずっと回ったんですけど、旧442号線が非常に危険で危ない。いろんな要望書が出ている中で、今後、開校までにどのような要望が出ているのか、そして、開校までに全てを終わらせることができるのか、その点についてお尋ねをいたします。

**○学校教育課長（栗山哲也君）**

御説明いたします。

答弁にもありましたように、学校運営協議会から16項目にわたる要望が出ています。信号機の設置箇所の要望であったりとか横断歩道の設置の要望、それから、グリーンベルト、横断歩道の塗り直し等の要望が出ております。そういった要望に応えるために、第一整備室等と協議、協力しまして、開校には間に合わないかもしれませんが、来年度1年かけて集中的に道路改良などをやりたいという思いでおります。

おっしゃるように、旧442号線が非常に危ないということで保護者の方からの御指摘もいただいておりますので、全力を挙げてそこを整備していきたいという思いでおります。

以上です。

**○18番（三角真弓君）**

第一整備室長が見えてあるので、ぜひ開校までに何とかならないでしょうか。極力急いで、あそこは非常に危ないんですね。そういうことも含めて、進捗状況というか、どうしても無理なところはあれですけど、危険なところから早くやっていただきたいことを要望したいんですけど。

**○第一整備室長（木村 孝君）**

お答えいたします。

今答弁にありました旧442号線の舗装のやり替え工事につきましては、西側から工事を

やっております。今現在、年度末に近づいてきておりますので、学校教育課とも協議の上、今後、令和7年度には完了を目指して工事を進めていきたいと考えております。

以上です。

#### ○18番（三角真弓君）

見崎中学校がみさき学園になるということで、中学校があったところに新1年生が来年から登校するようになります。そういったことを考えたときに非常に危険も感じますし、半径2キロ以上のところはスクールバスと伺っております。

教育長にお尋ねしますが、今、保護者の方が送り迎え、登校班をやっている学校とか、あるいは、そういう危険な場所であれば保護者の方はやはり送り迎えをしてくる。そして、それができる家庭とできない家庭の格差、そういったことも含めて、子どもたちが成長していく過程において、当たり前送ってもらう子どもたちと、どうしても、雨が降ろうが、どんなに寒かろうが暑かろうが自分の足で歩いていけなくちゃいけない、そういったお子さんとの格差がつくのかなというのも懸念の一つだと思っております。

ですから、第一整備室長は令和7年度を使ってとおっしゃいましたけど、極力そこは急いで、安全な交通、安全・安心の通学路を一日も早く完成していただきたいのと、班で登校するのと、やっぱり親御さんに送ってもらう、これは矢部清流学園をはじめ、いろんな学校での課題だと思っております。このことをどんなふうにお考えでしょうか。

#### ○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

まず大前提としまして、安心・安全な通学路を通学してもらうということ、命に関わることです。これは大前提として大事なことだろうと思っております。

ただその中で、通学にスクールバスを使うかどうかということに関しましては、それこそ、今半径2キロと決めていますけれども、単なる距離だけではなくて、安全面の観点とか、あるいは地理的な事情等々も含めまして、様々な面から配慮していかなくちゃいけないかなと思っております。

今言われました送迎とか、あるいはスクールバスもですけども、送迎が必ずしも——安全面ということからすれば、それは一部のメリットがあるかもしれませんが、子どもたちの体力の面とか、そういったことに関していうと、正直言ってデメリットのほうもあります。ですので、送迎が必ずしもいいということじゃないということですね。ですので、今言われましたように、でき得る限りのハード面の整備、これはスピード感を持ってやっていかなくちゃいけない。

もう一点は、やはりそのハード面だけじゃなくてソフトの面ですよ。子どもたち自身が危機管理・回避能力というか、そういったものを身につけるような安全指導、教育ですね。

あるいは、今でもやっていただいていますけれども、地域ぐるみで守っていただいています、各所各所で登下校時に立っていただいています。そういったことの充実等々も含めて、地域ぐるみで子どもを守っていくような取組といますか、そういったことも含めてやっていかなくちゃいけないのかなと思います。

**○18番（三角真弓君）**

もう時間がございませんけど、子どもど真ん中の政策、よろしく願いしておきます。終わります。

**○議長（橋本正敏君）**

18番三角真弓議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時41分 延会